

少子化非常事態宣言

少子化の問題は、すでに多くの地方において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかるといった形で顕著に現われている。

このままいけば近い将来、地方はその多くが消滅しかねず、その流れは確実に地方から都市部へと波及し、やがて国全体の活力を著しく低下させてしまうこととなりかねない。

しかも、今後の数十年間に高齢者が激増する一方で、労働力人口は減少の一途を辿る。今生まれている子ども達が社会を支える働き手となる時代には、経済規模の縮小に加え、耐え難いような社会保障負担を背負わされるなど、国全体が閉塞感で覆い尽くされる時代の到来をも招きかねない。日本全体の衰退に向けた壮大なシナリオができあがりつつあると言わざるをえない。

戦後、急成長を成し遂げた我が国が、成熟社会への転換を目指さなければならない今まさにこの時に、国家の基盤を危うくする重大な岐路に立たされていると言っても過言ではない。

次代を担う子ども達が将来に希望を持てなくなってしまった国には、もはや発展は望めない。直ちに、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てのできる環境整備に向けて、国・地方はもとより、地域社会や企業などが世代を超えて協力し、子育てをともに支え合う社会を築き上げていく手立てを早急に講じなければならない。

今から直ちに取り組み、将来の姿を変えていくことは十分に可能である。

少子化対策を国家的課題と位置付け、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組み、我が国の未来の姿を変えていくことは我々に課せられた使命であり、今こそ、思い切った政策を展開し、国・地方を通じたトータルプランに総力を挙げて取り組むべき時であることを、ここに宣言する。

平成 26 年 7 月 15 日

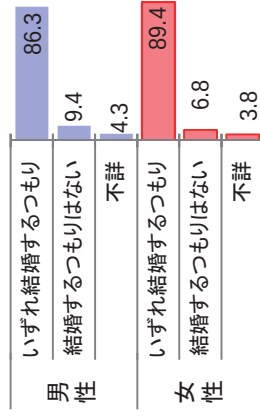
全 国 知 事 会

次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策の抜本強化

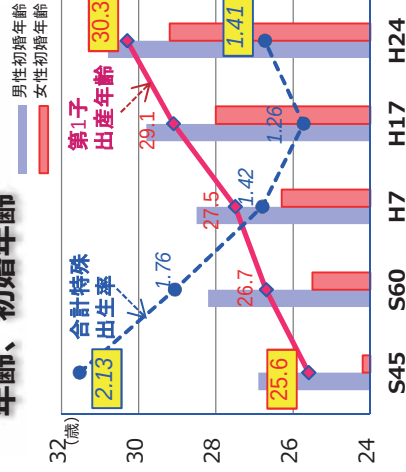
将来の若者に耐え難い負担をもたらす国家的危機を回避するには、今がラストチャンス。直ちに対策の抜本強化を!!

◆少子化の現状

① 未婚者の結婚への意欲 (%)



② 合計特殊出生率と第1子出産年齢、初婚年齢



◆対策の抜本強化に向けた「3本の柱」

- I 出生率を高めるための施策
- II 地方で家庭を築く若者の増加策
- III 世代間の支え合いの仕組み

I 合計特殊出生率2.07 (人口置換水準) を目指すには



結婚を希望するより多くの人が望みを叶え、希望する時期に安心して出産・子育てできる社会づくりが不可欠!

政策集

I 出生率を高めるための施策

ライフステージに応じて、地域の実情に合った施策を強力に展開すべき!

- 非正規雇用の処遇改善
- 総合的な結婚支援
- 仕事と育児が両立できる環境の整備
- 長時間労働の解消
- 保育・教育費の負担軽減

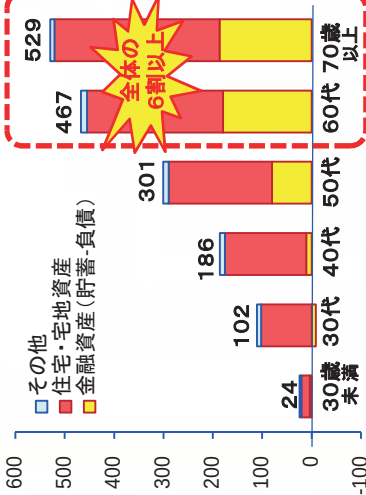
地域少子化対策強化交付金の拡充と恒久化!

II 地方で家庭を築く若者を増加させる施策

- 地域の雇用創出・活性化
- 若者の移住促進

III 世代間の支え合いの仕組み

世帯主の世代別資産総額 (兆円)



- 高齢者や企業等による子育て支援
 - 高齢者から子・孫の世代への資産移転の促進
- ～新たな税財政制度の創設～

理想の子どもの数3人が、予定では2人に止まる理由
第1位: 子育て・教育にお金がかかり過ぎる【71.1%】

次世代を担う「人づくり」に向けた 少子化対策の抜本強化

26.7.15 全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチーム



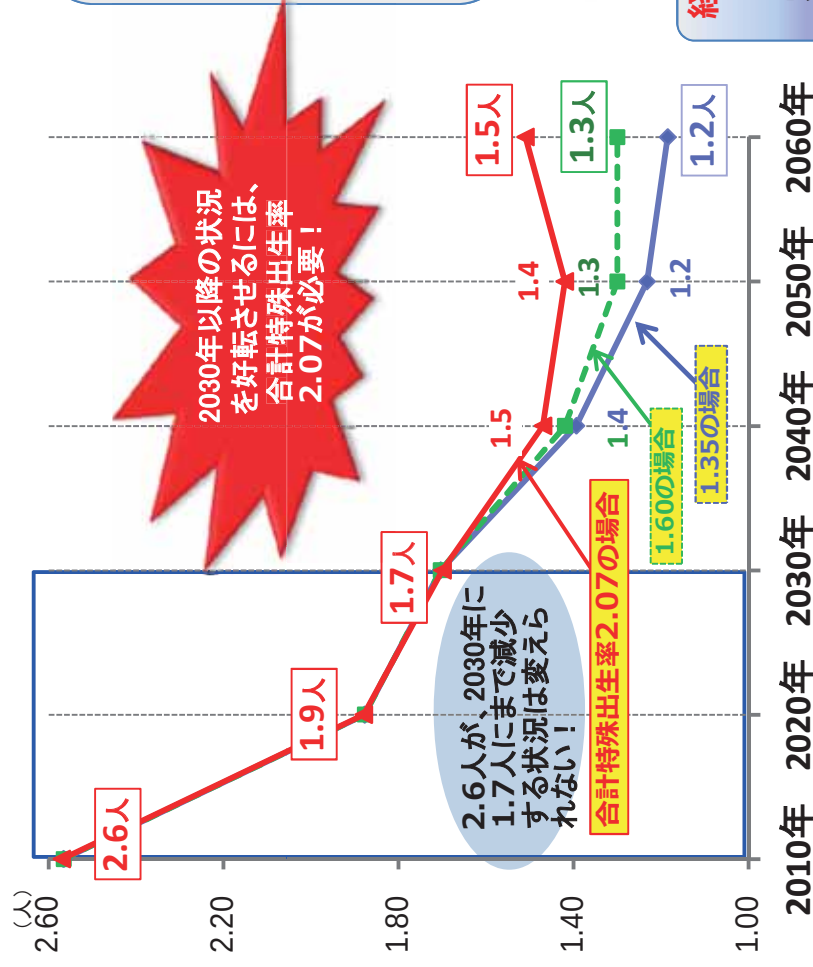
～ 国家的な危機に立ち向かうための
トータルプランの推進 ～

少子化が引き起こす国家的な危機

少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代遅れており、ますます深刻さを増している。
このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われ、閉塞感が社会を覆い尽くす！

○高齢者1人を支える現役世代の人数

【高齢世代と現役世代の比率変化（イメージ）】



(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月)をもとに推計
(1.35の場合：中位推計、1.60の場合：高位推計、2.07の場合：中位推計をもとに高知県で独自推計)

現在：ほぼ「騎馬戦型」



高齢者1人を支える人数
2.6人

50年後：「肩車型」



高齢者1人を支える人数
1人

○人口減少が社会にもたらす深刻な影響

経済の安定成長阻害

国内市場の縮小と
労働力人口の不足

社会保障制度の崩壊

高齢者の急増による
負担増大と供給不足

小規模自治体の消滅

都市への人口流出
により格差が拡大

若い世代の1人1人に、耐え難いような負担を背負わせる社会の到来！

さらには、生活の基盤を支える地域社会そのものも、消滅の危機！

2040年の我が国の未来図

消滅の危機を
免れる自治体は、
この程度！

福島県内を除く市区町村数 1,683
・高齢者が4割以上、生産年齢人口
が4割以上減少する自治体 780
・上記以外の自治体【=白】 903

(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月)をもとに高知県で作成
※福島県はデータが無いため都道府県値で表示

○地方から都市への人口移動が収束する
前提でも、2040年の合計特殊出生率が
「1.35」に止まれば、

〔①高齢者の人口が4割以上
かつ

②生産年齢人口が現状から4割以上減少
となる市区町村は780にのぼる！

○こうした自治体が消滅へと向かえば、我
が国の未来は、まさに日本沈没ともなり
かねない！

○その流れは確実に、地方から都市部へと
波及！

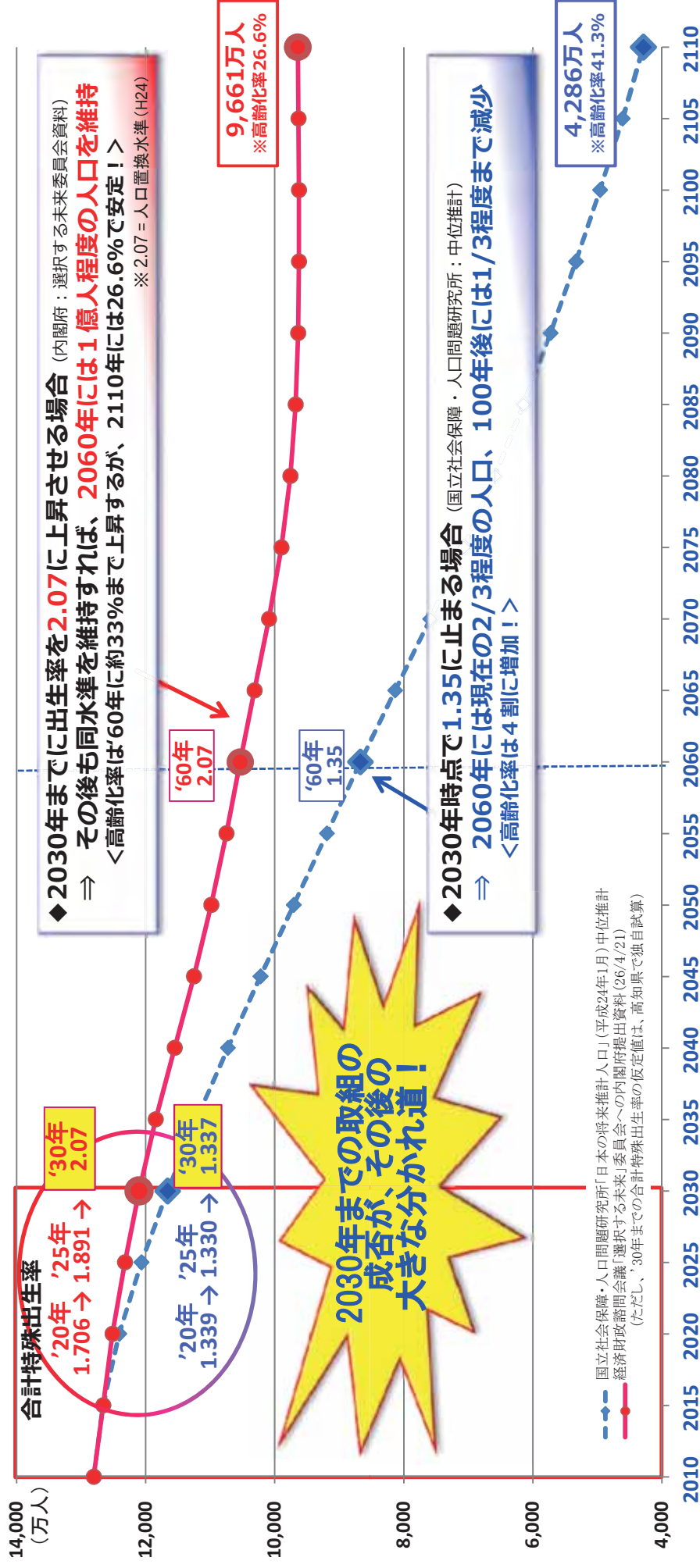
地方が減び、国家も減びかねない！

我々は今、あの「日本沈没」が現実のものとなる瀬戸際に立たされている！

しかし、「直ちに」対策の抜本強化に取り組み、将来の姿を変えていくことは十分可能！

○総人口の将来推計

2013年:人口12,730万人、合計特殊出生率1.43、高齢化率25.1%



◆国を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組み、未来の社会を変えていくのが我々の使命。

◆今が、思い切った財源を投入し、国策としてのトータルプランに取り組む最後のチャンス！

少子化対策の抜本強化に向けた「3本の柱」

～合計特殊出生率2.07を目指すために～

I 出生率 × II 若者の人口
III 世代間の支え合い

I 出生率を高めるための施策

- ①結婚を希望するより多くの人々が望みを叶え、
- ②希望する時期に安心して出産し子育てができる
社会を目指す！

出生率2.07以上に！

- ◆ライフステージに応じた施策の展開！
- ◆地域の実情に合った施策を強力に推進！

- 非正規雇用の処遇改善、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの抜本強化
- 結婚支援の強化、不妊治療の推進
- 保育・教育費の負担軽減、保育サービスの充実強化

など

×

+αの効果！

- ◆安心して子育てできる家庭を築くための
基盤となる雇用の場の創出と拡充！

- 地域の雇用創出・活性化
(多様な地域産業への重点的な支援の強化)
- キャリア教育の充実、若者の就職支援強化
- 田舎暮らしを希望する若者の移住促進

など

III 世代間の支え合いの仕組み

高齢者や地域、企業等の参加により、
世代間を超えて子育てを支え合う社会を目指す！

- 高齢者や企業等による子育て支援
- 高齢者から子・孫の世代への資産移転の促進

合計特殊出生率を2.07（人口置換水準）にするためには

【イメージ】

現 状

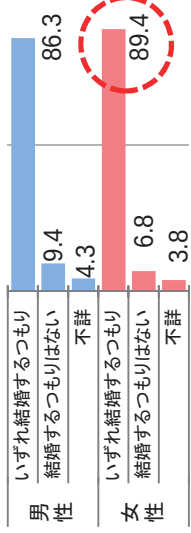
I 出生率

II 若者の人口

より住み慣れた
地方で！

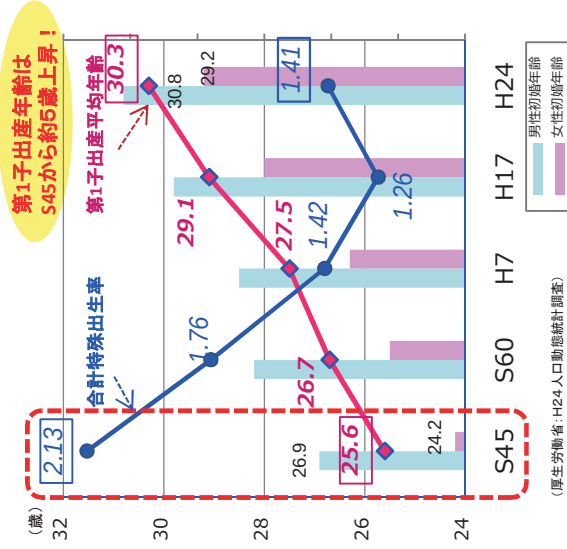
より希望する時期に！

① 未婚者の結婚への意欲



(国立社会保険・人口問題研究所・H22出生動向基本調査) (%)

② 合計特殊出生率と第1子出産年齢、初婚年齢の推移



(厚生労働省・H24人口動態統計調査)

【参考：試算値の考え方】

- ① 未婚女性の89.4%（未婚者のうち結婚を希望する女性の割合）が既婚者に移行すると仮定し、移行した女性の数に各年代の既婚者の出生率を乗じて試算
- ② 現在の第1子出産平均年齢より約5歳前倒しで出産すると仮定し、2012年時点で30～34、35～39歳の既婚女性の数に5歳前の年代の出生率を乗じて試算

①、②を同時達成すれば、
合計特殊出生率は
0.65ポイントのアップ！

合計特殊出生率は
“2.06”以上に!!

②
希望する時期での
出産・子育てが叶えば
+30万人 +0.37

総合的な
環境整備
により

より多くの方が！

H24
出生数
103.7万人
合計特殊出生率
1.41

未婚者への
結婚支援
により

①
結婚を望む方の
希望が叶えば
+21.4万人 +0.28

さらに
+α

③

より多くの若者が、
住み慣れた地方で働き
安定した家庭を築ける
社会が実現すれば……

①、②にも相乗効果
をもたらすなど、
一層の出生率の上昇
が期待！

婚姻率が
高まる

(注) H24人口動態統計調査等をベースに高知県で独自試算

少子化対策の抜本強化に向けたトータルプラン

I 出生率を高めるための施策

II 地方で家庭を築く 若者を増加させる施策

結 婚

妊 娠・出 産

子 育 て

就 労

① より多くの方が

1 総合的な結婚支援策の強化

- ・出会いの機会の提供や結婚相談などの地方の取組への後押しなど

② より希望する時期に

1 総合的な結婚支援策の強化

- ・結婚する若者や子育て世帯向け住宅の供給促進
- ・国による結婚や家庭の良さなどの啓発など

2 妊娠・出産のための環境整備

- ・安全・安心な周産期医療体制の充実（医師確保対策の強化）など

2 妊娠・出産のための環境整備

- ・不妊への総合的な支援
- ・妊娠・出産の医学的な情報提供の推進（ライフプランの形成促進）など

3 子育て支援策の充実

- ・待機児童の解消
- ・保育士の安定的・継続的雇用のための処遇改善
- ・子ども・子育て支援新制度による量・質両面の拡充の強化（1兆円超の財源の確実な確保）
- ・社会的養護の必要な子どもの支援体制の充実など

③ より地方で

7 若者が地方にとどまり働ける雇用の場の創出

- ・若者の雇用につながる地域経済の活性化（農林水産業の6次産業化推進、中小企業等を中心とした地域の戦略産業の育成等）
- ・企業の地方移転の促進
- ・地方大学への支援と大学キャンパスの地方移転の促進
- ・若者の就職・就活支援
- ・都市と地方との交流・移住の促進など

① より多くの方が + ② より希望する時期に！

4 子育てに伴う経済的負担の軽減

- ・第3子以降への重点的な支援
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・教育費の負担軽減
- ・子どもの医療費助成制度の創設
- ・税制等を通じた負担軽減策など

5 子育てを阻んでいる雇用環境の改善

- ・正規・非正規雇用の二極化の是正（若年層の正規雇用への移動支援、非正規雇用の処遇改善等）
- ・長時間労働の解消（経営者の意識変革の促進等）など

6 仕事と子育ての両立が可能となる職場環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの抜本強化）

- ・妊娠・出産後も働き続けられる就業環境の改善、再就職支援
- ・仕事と育児が両立可能な職場風土の醸成に向けた意識改革
- ・男性の家事・育児参画の促進
- ・企業の子どもを生き育てやすい環境整備の取組の「見える化」など

III 世代間の支え合いの仕組み

○民間部門

- ・元気な高齢者による子育て支援
- ・企業の結婚・子育て応援
- ・地域やNPO、民間団体による支援など

○公的部門

- ・地域少子化対策強化交付金の恒久化と対象範囲の拡充
- ・政策目標の設定
- ・成長戦略の強力な推進など

官民協働

○子育てを未来への投資と捉えた新たな税財政制度の創設

高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設

【例】①贈与税における「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」 ②公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度 ③新たな投資国債を活用した低所得者向け交付金等

少子化対策の抜本強化に向けたトータルプラン

【政策集】

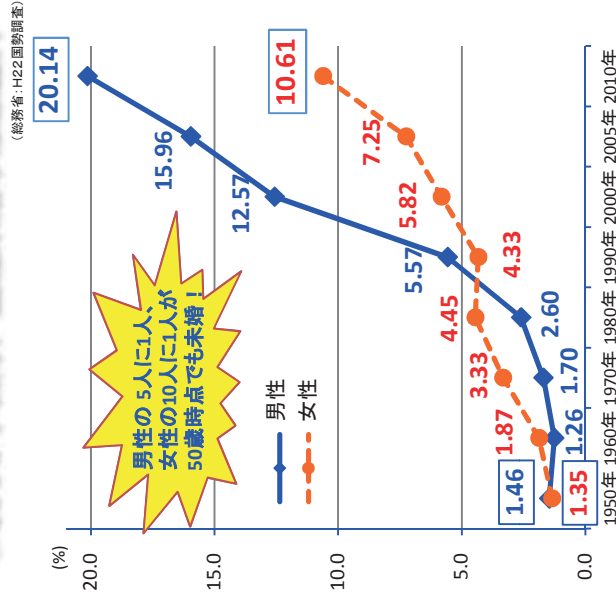
I 出生率を高めるための施策

I 出生率を高めるための施策

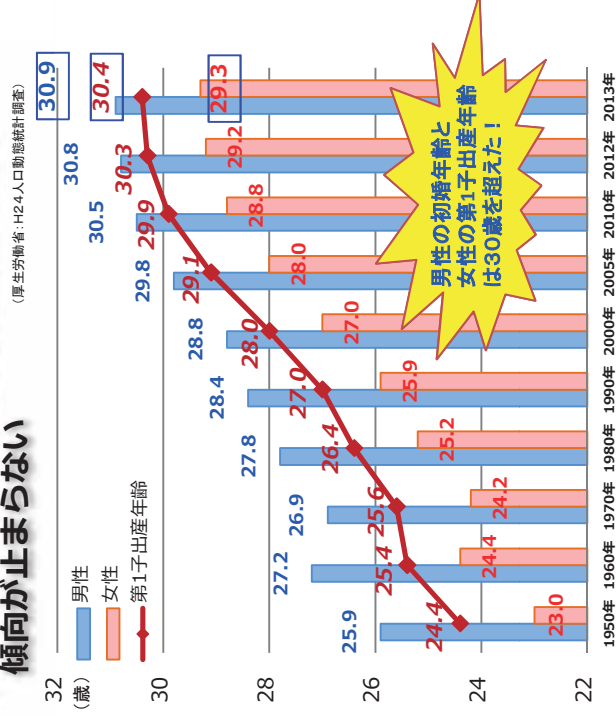
－ 結婚 －

1 総合的な結婚支援策の強化

○1990年以降、生涯未婚率は急上昇

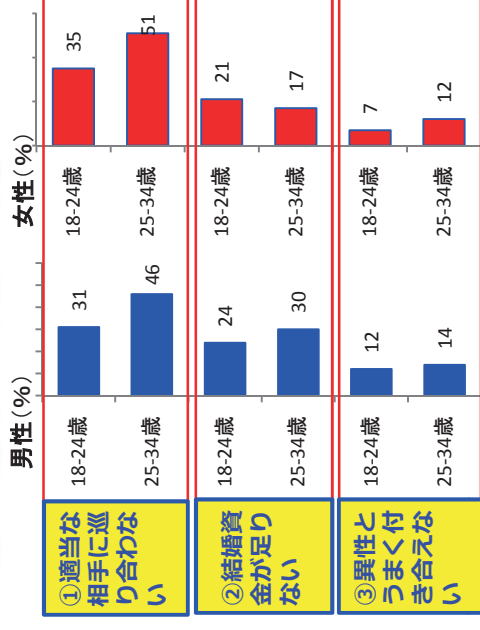


○平均初婚年齢、第1子出産年齢の傾向が止まらない



○結婚できない理由は「適当な相手に巡り合わない」「結婚資金が足りない」が圧倒的

(国立社会保険・人口問題研究所：H22出生動向基本調査)



参考：結婚しない理由
① 必要を感じない
② 自由さや気楽さを失いたくない
③ 仕事に打ち込みたい

○結婚をする・しないは自由な選択だが、結婚「できない」理由には具体的な対策が必要。

○結婚の希望を叶える環境整備に向けて、国による積極的な後押しが不可欠！

◆地方は地域の実情に応じた多様な結婚支援策を展開。
国は、地方の取組を財政支援などにより積極的に後押し。

【地方の取組】

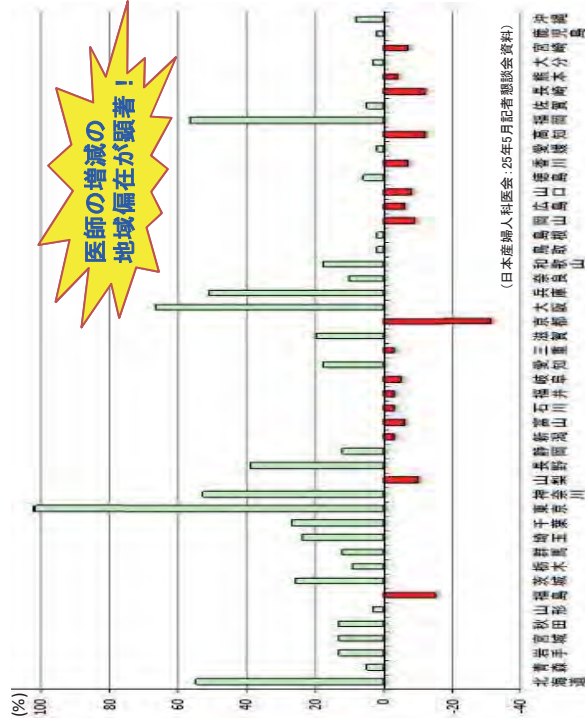
○結婚を希望する方への出会いの機会の提供、きめ細かな相談・支援体制の整備

- ・出会いの機会づくり（多様なイベント）
- ・結婚支援センターの運営
- ・婚活サポーターの養成
- ・独身者の状況に応じた婚活セミナーの開催 など

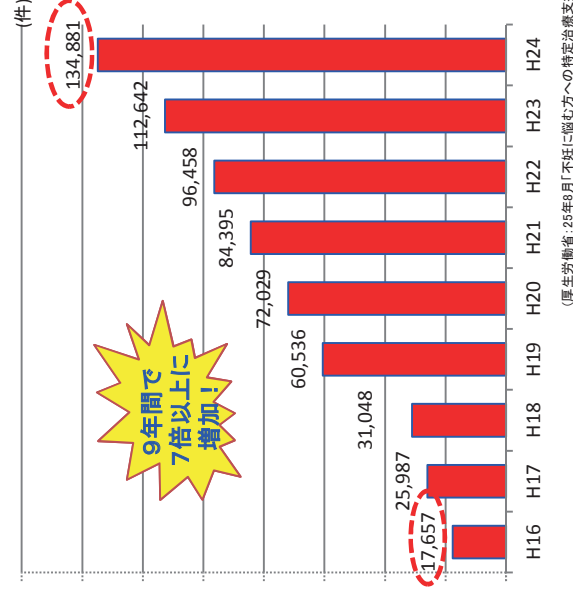
◆国自らも主体的な取組を推進すべき。

- ・結婚する若者や子育て世帯向け住宅の供給促進、多世代同居や近居住宅への支援
- ・結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーン

○分娩取扱医師数の動向（2012年と2006年との比較）



○特定不妊治療の助成件数は年々増加



○助成対象者の年齢層の9割が30～44歳

年 齢	延べ件数	割合
～24歳	238件	0.2%
25～29歳	6,137件	5.4%
30～34歳	26,961件	23.9%
35～39歳	45,392件	40.3%
40～44歳	30,040件	26.7%
45歳～	3,868件	3.4%
不明	6件	0.0%
合計	112,642件	100.0%

◆安全・安心な周産期医療体制の充実

- ・国レベルでの医師確保対策の強化
- ・地域医療を担う地方大学や地域の教育病院等への人的・財政的支援

◆不妊に関する総合的な支援

- ・不妊に対する相談・支援体制の拡充（男女ともに受診しやすい体制整備）
- ・男性の不妊治療への支援の充実 ・医療保険の適用範囲と助成措置の拡大
- ・不妊に関する研究の推進、専門医の育成
- ・不育症への積極的な支援（検査、治療研究、検証、自治体への情報提供など）

◆妊娠・出産に関する医学的な情報提供の推進

- ・医学的に正確な情報提供と社会的関心の喚起
- ・思春期から妊娠・出産の医学的知識を学べるライフプラン教育の拡充
- ・企業の新人研修等を活用したライフプラン形成の促進

○産科医等の地域偏在が深刻化する中、地域で安心して出産できる環境整備が急務！

○不妊治療を望む方への支援策の拡充・強化が必要！

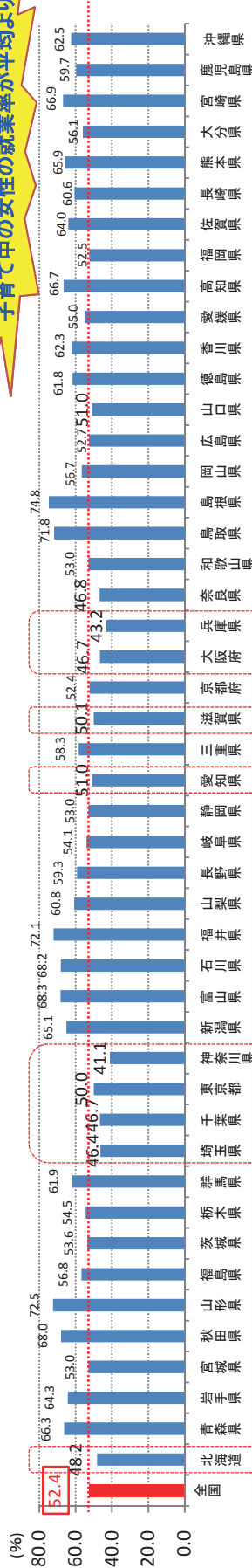
○将来の仕事と併せて、出産・子育てを視野に入れたライフプランの早期形成も重要！

I 出生率を高めるための施策 - 子育て -

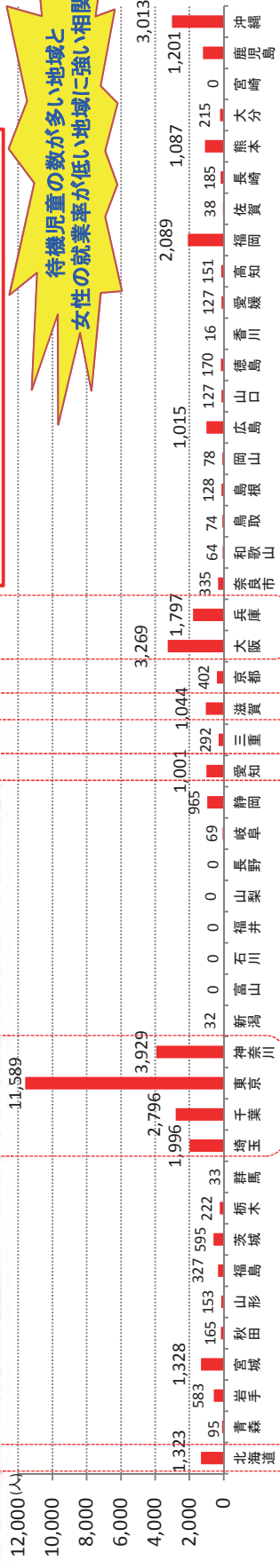
3 子育て支援策の充実

○未就学児を育児する女性（25～44歳）の有業率

（総務省「H24就業構造基本調査」）



○保育所入所待機児童数（25年10月1日：政令市・中核市含む）



平成25年10月1日現在 44,118人（厚生労働省公表）

待機児童の数が低い地域と女性の就業率が低い地域に強い相関！

有業率が平均以下で、待機児童が1千人以上の都道府県

都市部は雇用の場が多いものの、子育て中の女性の就業率が平均より低い！

○子育てしながら働く女性が増加する中、待機児童の解消（保育所・学童保育）は喫緊の課題！

○子育てへの不安の解消などに向けて、地域の実情に応じた子育て支援策の拡充・強化が必要！

◆子ども・子育て支援新制度による量・質両面の拡充を強化

- 待機児童の解消 保育士等の安定的・継続的雇用のための処遇改善
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量的・質的拡充
 - ・職員配置基準の見直し、退職者の復帰支援を含めた保育士等確保対策、年度途中入所の円滑化のための職員加配、障害児等保育の充実
 - ・事業所内保育、病児・病後児保育、休日夜間保育、自然体験保育等の充実に向けた助成拡大
 - ・放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃
 - ・地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和
 - ・現行水準を反映したより適正な公定価格の設定

○これらに必要となる1兆円超の財源の確実な確保

- 安心子ども基金による施設整備や保育教諭の確保支援等の継続

◆社会的養護の必要な子どもの支援体制の充実（職員配置基準の引き上げ等）

- ◆産後ケア体制の強化
- ◆安価で利用しやすい家事支援サービスの充実・利用拡大の検討

I 出生率を高めるための施策 - 子育て -

4 子育てに伴う経済的負担の軽減

○理想の子どもの数と予定する子どもの数 (H22：既婚者)

◇理想の子どもの数 **2.42人**
◇予定する子どもの数 **2.07人** (▲0.35人)

第1位は経済的な理由！

「理想」と「予定」に乖離がある理由		理想2人 予定1人	理想3人 予定2人
子育て・教育にお金がかかりすぎる		44.0%	71.1%
高齢で生むのは嫌だから		36.7%	34.0%
欲しいけれどもできないから		33.3%	9.8%
これ以上の育児負担に耐えられない		13.9%	20.2%
仕事に差し支える		14.1%	18.7%

(国立社会保険・人口問題研究所：H22出生動向基本調査)

○とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H24：万円)

教育費	公立	私立
幼稚園	66	146
小学校	183	854
中学校	135	389
高等学校	116	289
大学(学費等)	269	528
〃(住居・食費等)	217	125
〃(その他生活費)	139	138
計	1,125	2,469

全て公立でも1千万超！

○就学前は「保育所」の場合
市町村別・所得階級別等で異なるが、3年間
の幼稚園に比べ、0歳から6年保育の場合、
※子どもが1人の世帯の平均額×6年で184万
円程度と、公立幼稚園の2倍以上の負担！
(※厚生労働省：H21地域児童福祉事業等調査)

○幼稚園～高等学校までの費用
学用品、給食費等のほか、塾や習い事の
費用も含む

○大学 (4年間、公立は「国立」の額)
地方から都市部の大学へ進学の場合、学費
に加え住居費や生活費の仕送りも大きな負担

(幼稚園～高等学校・文部科学省「H24子どもの学習費調査」／大学：日本学生支援機構「H24学生生活調査」)

◆保育料や教育費などの負担軽減策

- 第3子以降への重点的な支援
 - ・多子世帯保育料軽減措置における同時入所要件の廃止と対象の拡大
 - ・低所得者に配慮した保育料軽減措置の充実
- 段階的な幼児教育・保育の無償化
- 教育費の負担軽減
 - ・奨学給付金の拡充など、高校・大学生等への修学支援策の一層の充実

◆税制等を通じた負担軽減策の検討

- ・海外を参考にした育児支援諸費用の一定割合の税額控除制度の創設
- ・世帯単位の課税など多子世帯に有利な負担軽減策

◆子どもの医療費助成制度の創設

- ・医療保険制度を担う国において、全ての子どもを対象とした助成措置を制度化

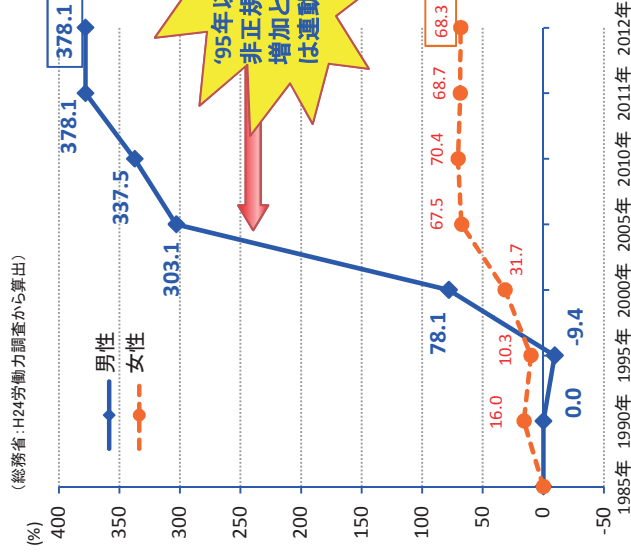
○理想とする子どもの数を養育できない大きな要因として、子育て・教育費の過大な負担が影響。

○3人目の養育を検討する際には、経済的な不安を取り除く思い切った負担軽減策が効果的！

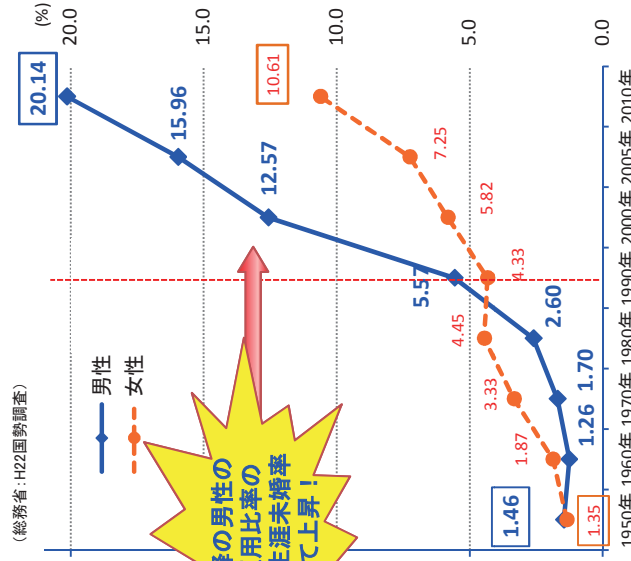
I 出生率を高めるための施策 -仕事と育児の両立-

5 子育てを阻んでいる雇用環境の改善

○ 1985年を起点とした25～34歳の男女の非正規雇用比率の増減



○ 生涯未婚率の推移

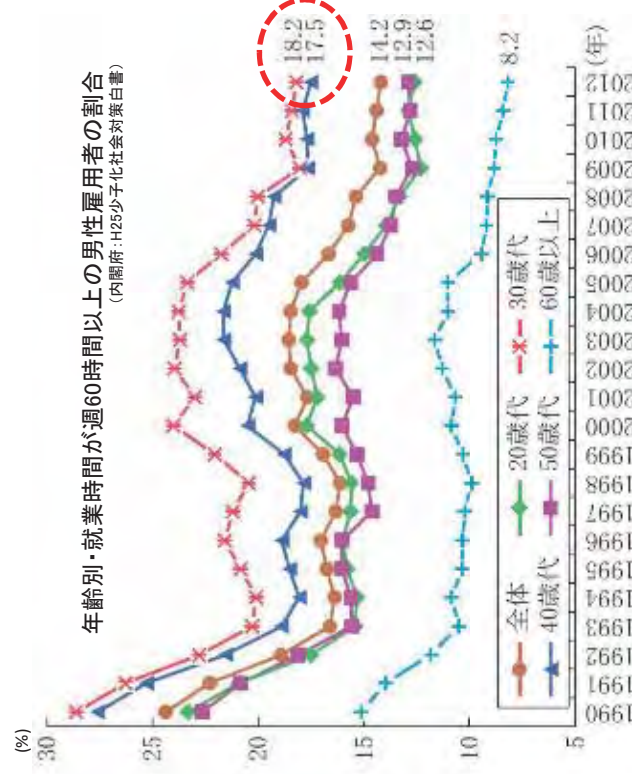


～背景には雇用環境の問題～

○非正規雇用の増加や恒常的な長時間労働は、結婚・出産・子育ての大きな制約要因。

○安定した収入と、結婚や子育てに取り組む時間を確保できる働き方への転換が不可欠！

○子育て世代である30～40代男性の労働時間は5人に1人が週60時間と、他の年代に比べ高い水準



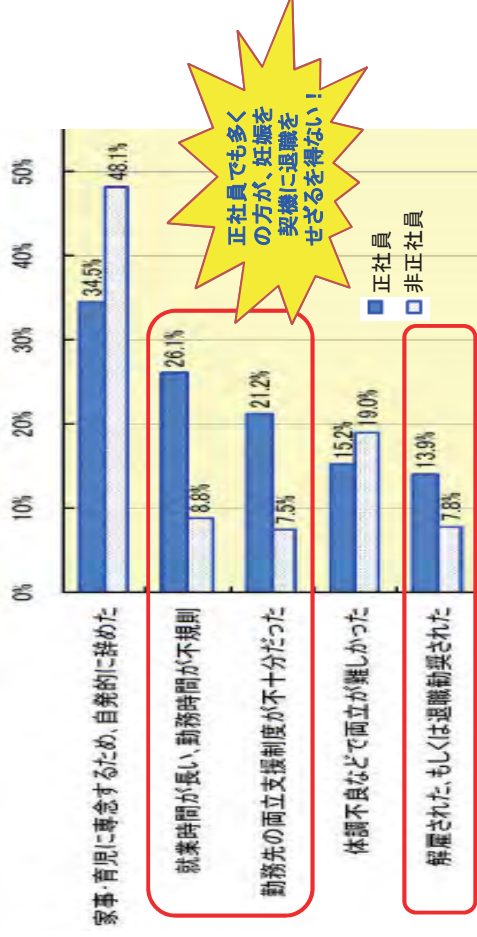
◆ 正規・非正規雇用の二極化の是正

- ・性別や正規・非正規を問わず活躍できる就労環境の整備
- ・若年層の非正規雇用から正規雇用への転換を可能とする雇用制度の見直し
- ・業務に見合った賃金など、非正規雇用の処遇改善

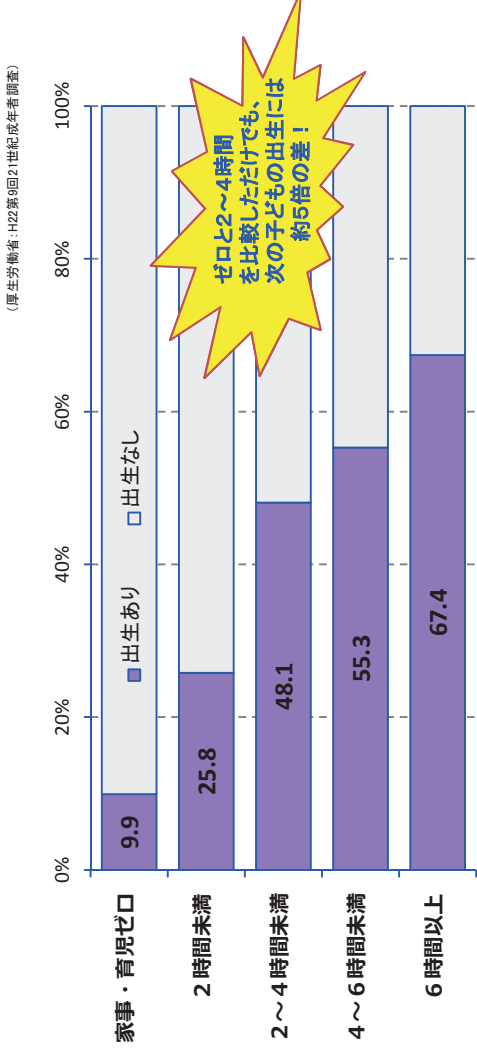
◆ 長時間労働の解消

- ・長時間労働の規制強化、管理職や企業経営者等の意識変革を促進する取組
- ・時間外労働に一定の上限時間を設定
- ・時間外手当の単価アップによる経営者の主体的な取組

○末子を妊娠した時の女性社員の退職理由



○夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



○女性の活躍促進と、出産後も継続して働ける就労環境の整備は、いわば車の両輪。

○理想の子どもの数の実現には、男女がともに、仕事と子育ての両立ができる環境整備が不可欠！

◆妊娠・出産が女性の離職につながらない就労環境の改善 (ワーク・ライフ・バランスの抜本強化)

- ・仕事と育児の両立に関する企業のトップや管理職の意識改革 (啓発セミナー等)
- ・育児休業や両立支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に向けた啓発強化
- ・育児休業代替職員の確保に要する経費の負担軽減策
- ・復職の円滑化、復職後の能力アップに取り組む事業主への助成
- ・マタニティハラスメント、パタニティハラスメントの防止
- ・中小企業の一般事業主行動計画の策定率向上、計画の目標達成率の向上につながるインセンティブ (税制優遇や助成措置等) の拡充
- ・子育てや介護を担う男女が利用しやすい多様な働き方の導入促進 (短時間勤務制度、在宅勤務やテレワーク、サテライトオフィスの拡大など)
- ・出産で退職した女性の復職・再就職・起業への支援措置の拡充
- ・企業の子どもを生み育てやすい環境整備の取組の「見える化」

◆男性の家事・育児参画の促進

- ・男性の育児参画ポジティブキャンペーンの実施
- ・男性の育児参画を促進する地方の取組への支援
- ・父性を大いに発揮できるフィールドの提供への支援

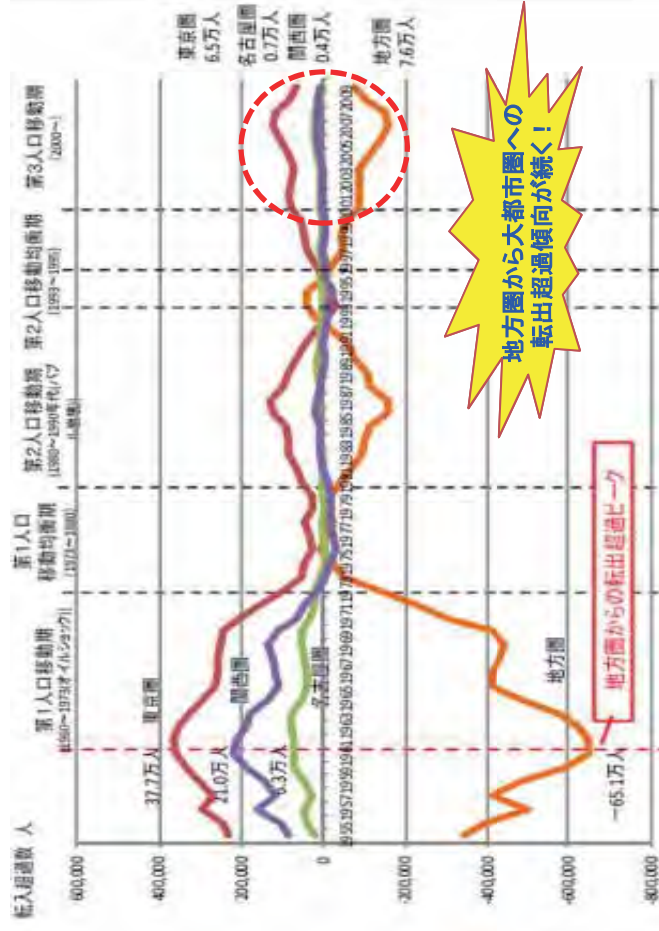
Ⅱ 地方で家庭を築く 若者を増加させる施策

Ⅱ 地方で家庭を築く若者を増加させる施策

7 若者が地方にとどまり働ける雇用の場の創出

○ 三大都市圏と地方圏との人口移動（転入超過数の推移）

（日本国統計院：ストロブツ少子化・地方元気戦略（要約版）資料）

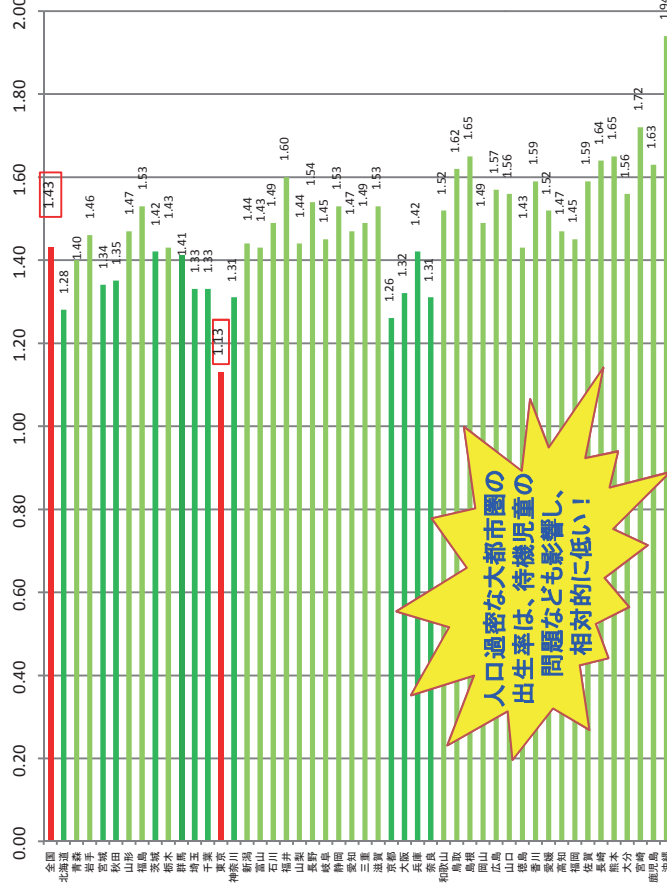


○子育ての環境が十分とは言えない大都市圏への、地方からの若者流出が止まらない。

○若者が、住み慣れた地方で安心して家庭を築くための雇用の場の創出が不可欠！

○ 都道府県別の合計特殊出生率（H25）

（厚生労働省：H25人口動態月報年計（概数））



◆若者の雇用につながる地域経済の活性化

- 多様な地域資源を活用した農林水産業の6次産業化の推進
- 中小企業や小規模事業者などを中心とした地域の戦略産業の育成
- ふるさと起業の促進につながる支援措置
- 企業の地方移転の促進、企業の地方移転・分散を促進する税制優遇措置
- 都市の介護需要を地方が支えるための制度改正
- 地方大学への支援と大学キャンパスの地方移転の促進

◆若者の就職支援

- 就学中のキャリア教育の充実、地域ニーズを踏まえた弾力的な職業訓練制度
- ひきこもりやニートなどの若者の就労に向けた自立支援策の推進

◆都市と地方との交流・移住促進

- 田舎暮らしを希望する若者の移住促進、廃校施設等を活用した交流促進
- ITを積極活用した二地域居住の推進

Ⅲ 世代間の支え合いの仕組み

- 子育てを「社会全体で支える」構造への転換が必要。
- 世代間の協働と官民の協働により、子育てを支えていく取り組みが重要！

民間部門の取り組み

- ◆元気な高齢者による支援
 - ・子どもの一時預かりなどを担う子育て支援
 - ・地域の子どもを見守り交流する場づくり
- ◆企業による結婚や子育て応援
 - ・出会の機会づくりの取組
 - ・従業員への積極的な子育て応援
 - ・ライフプランや子育て講座等を組み入れた企業内研修
- ◆地域やNPO、民間団体による支援
 - ・多様な出合いの機会づくり
 - ・子育てサークル間の連携・交流の促進

双方の協働により、
理想的な子育て
社会が実現

公的部門の取り組み

- ◆結婚から子育てまでのライフステージを通じ、
地域の実情に合った切れ目のない少子化対策を推進
 - ・地方の実情に応じた取組を推進するための「地域少子化対策強化交付金」の恒久化と対象範囲の拡充
- ◆地方に若者がとどまり、安定した家庭を築くための
雇用の場の確保
 - ・国と地方が一体となって成長戦略を強力に推進
- ◆政策目標の設定
 - ・国民・企業の意識啓発や国と地方の一体的な施策の展開、政策効果の検証などに資する具体的な目標設定

- 世代間の支え合いを促進する観点からの、これまでにない税財政制度を確立することが必要！

◆子育てを未来への投資と捉えた新たな税財政制度の創設

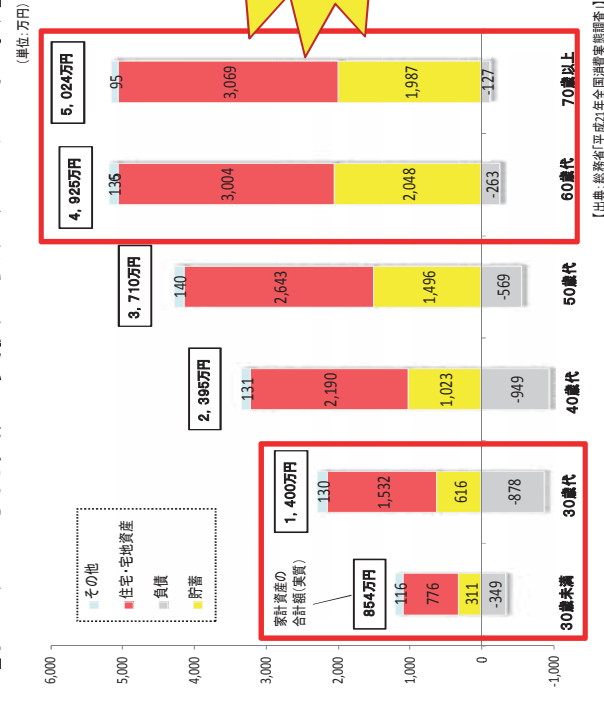
高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設 **【次頁】**

- ◆社会保障制度の給付・負担の世代間での平準化を図る税財政制度の再構築

高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設

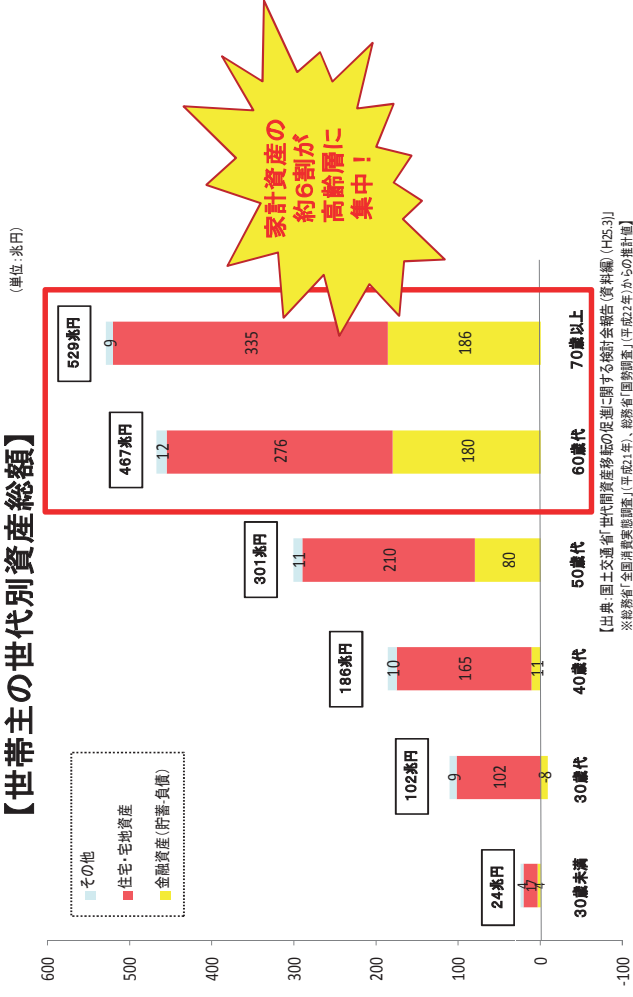
20、30歳代の家計資産は非常に少ないが、60歳以上の高齢者は不動産資産を中心に多額の家計資産を保有。

【世代別の家計資産・負債の状況(2人以上世帯)】



若年層と
高齢層では、
大きな資産
格差！

【世帯主の世代別資産総額】



家計資産の
約6割が
高齢層に
集中！

出生率を高めていくためには、子・孫世代の結婚・子育てに係る経済的な負担を軽減する、高齢者からの所有資産の移転促進策が有効！

○世代間の協力で子育てを支え合うため、高齢者から子・孫の世代への「自発的な」資産の移転を促進！

- 【例】①贈与税における「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」を創設
②公的保険の補償による新たなリバースモーグー制を創設
③新たな投資国債「子育て債(仮称)」を活用した低所得者向け交付金制度等の創設

※子育てを未来への投資へと捉えた新たな国債

○これにより、少額の財政負担でより大きな政策効果を発揮！

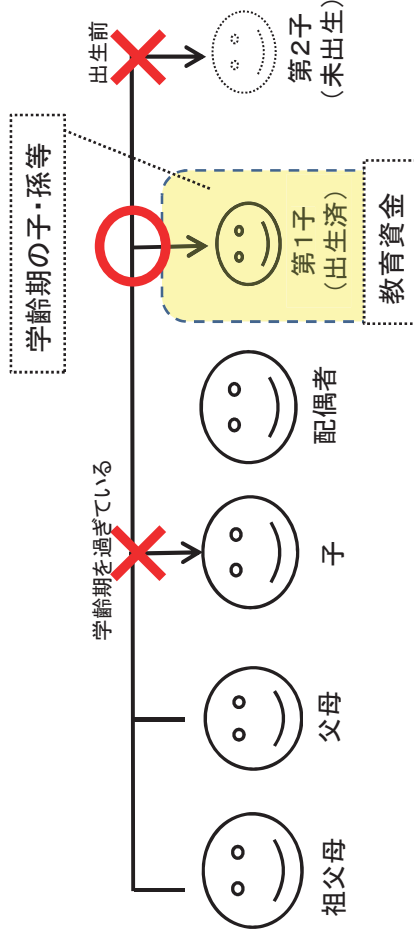
(参 考) こども手当に係る公的負担 (H22) 約2.4兆円 > 相続・贈与税収 (H26) 約1.5兆円 ※いずれも予算ベース

提案① 「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設

- 贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」を創設（恒久制度）。
- 相続税について、課税ベースの拡大（基礎控除の引き下げ）により、その一部の少子化対策目的税化を検討。

【現行】教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

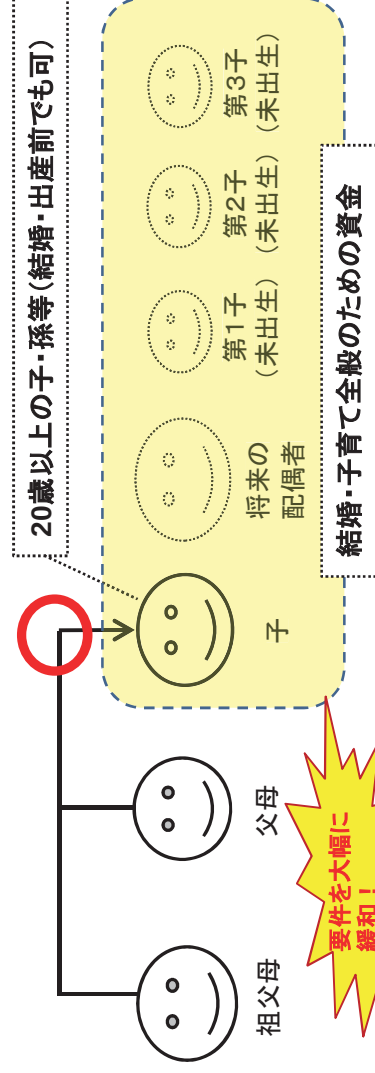
...贈与資金の対象



<現行制度の課題>

- ①出生した学齢期の子・孫等に対する贈与のみが対象
→ 結婚、出産していない若年世代の将来の経済不安の軽減につながらない
- ②金融機関に領収書等を提出した後、支出した資金を払い出し
→ 手続きが極めて煩雑
- ③対象資金は教育資金に限定
→ 子育て世代の幅広い資金ニーズに応えられていない
- ④時限的な制度（H25.4.1からH27.12.31までの贈与に限る）
→ 将来の子育て世代が利用できない

【新制度】「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」（イメージ）



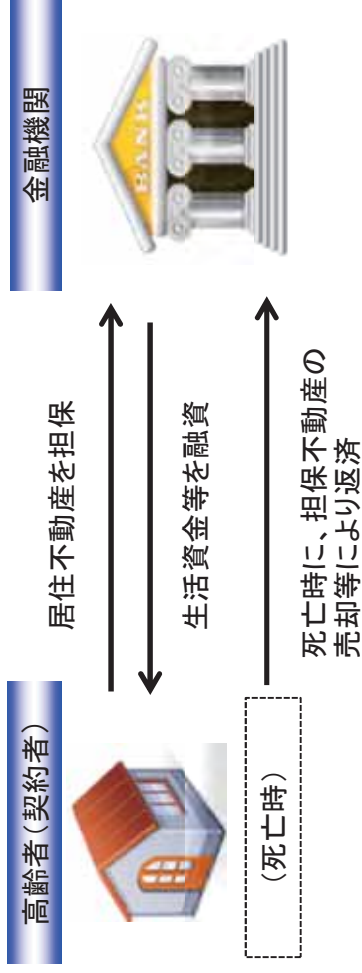
<新制度の改正ポイント>

- ①対象要件の緩和
 - 20歳以上の子・孫等であれば結婚、出産前の贈与も対象
 - ②手続きの簡素化
 - 結婚、出産の事実があれば、金融機関から一定額を払い出し
 - ③対象資金の拡充
 - 対象資金を結婚・子育て全般のための資金にまで拡充
 - 上限額（現行1,500万円）の引き上げを検討（※）
- ※各種調査結果を基に試算すると、結婚し、3人の子どもを大学卒業（すべて国公立）まで育てる場合の費用は約9,100万円
- ④制度の恒久化

提案② 公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度の創設

- 子・孫世代への資産移転促進のためには、高齢者の不動産資産の現金化を容易にするリバースモーゲージのさらなる普及が必要。
- そのためには、普及の課題となっているリスク補償のための公的保険制度の整備が必要。

【リバースモーゲージの仕組み】



契約者の長生き、金利の上昇、不動産価格の下落による担保割れリスク
⇒カバーするための公的保険の整備が必要

【リバースモーゲージの具体例】

分類	実施主体	主な貸付要件	貸付限度額	資金使途
公的	都道府県 社会福祉協議会	65歳以上 市町村民税の非課税世帯	居住用不動産の評価額の70%程度 1月当たり30万円以内の額	毎月の生活費
公的	住宅金融支援機構	60歳以上	1000万円又はリフォーム工事費の低い額	自己所有宅のバリアフリーリフォーム、耐震改修工事等資金
民間 【公的 保険】	民間金融機関 (住宅金融支援機構による融資保険)	60歳以上	1,500万円、リフォーム工事費又は担保評価額50%の低い額	自己所有宅のリフォーム等資金
民間	A銀行	年収120万円以上 55歳以上80歳以下 対象地域(マンション)： 首都圏・京阪神エリア	500万円以上1億円(マンションは5000万円)以内 年に1回見直し	自由
民間	B信託銀行	60歳以上84歳未満 対象地域：三大都市圏エリア	自宅の土地評価額の50%以内(但し評価額は8,000万円以上)	自由
民間	C銀行	金融資産を相応に保有し、安定・継続収入が見込めること 55歳以上 対象地域：首都圏エリア	1,000万円以上2億円以内で自宅の土地評価額以内(但し評価額は2,000万円以上)	自由又は有料老人ホーム入居料等

公的機関は使途限定、民間金融機関は対象限定
⇒幅広い高齢者が利用しやすい制度が必要

民間金融機関が幅広い高齢者を対象に子・孫への贈与等の資金をリバースモーゲージで融資する際に、公的保険により補償する新制度を創設！

農業・農村政策のあり方についての提言【概要版】

都市・農村共生社会の創造
～田園回帰の時代を迎えて～

第 1 章 農村に息吹く新たな動き

農村は厳しい現状におかれつつも田園回帰の動きがみられる

農村地域では、過疎高齢化の進展、就業人口や農業所得の減少等により低迷が続いているが、近年、農村の潜在的な価値を再評価し、活用しようという動きが高まっている。

こうした農村志向の動きを「田園回帰」と捉えてみたい。

第 2 章 農村のあるべき姿

1. 農村の新たな可能性

農村の新たな可能性に着目するとき農村の存在意義は一層増す

農村は、食料の供給や水源のかん養、国土の保全などに重要な役割を果たすが、人口減少時代に入り、大地震などが予測される中、新たな可能性を考えてみたい。

①少子化に抗する砦

農村は少子化に抗する砦となる可能性を秘めている。出生率は農村の方が総じて高く、出生率の低い都会に子育て世代が集中する矛盾の解消が、少子化対策の第一歩。

②再生可能エネルギーの蓄積

東日本大震災、福島原発事故以降、再生可能エネルギーが見直されているが、農村は再生可能エネルギーの宝庫。農村に賦存するエネルギーを活用し、農村の再生・復活を目指すべき。

③災害時のバックアップ

災害多発国にあつて、大規模災害で被災した都市住民の受入等、被災者の生存を支える役割が期待できる。都市住民の生存や都市機能のバックアップという側面からも、農村が果たしうる役割を再評価すべきではないか。

④新たなライフスタイル、ビジネスモデルの提案の場

最近、農村ではこれまでにないビジネスモデル（サテライトオフィスなど）を構築する等、農村に価値を見出した人々へのライフスタイルの提案の場になりつつある。

2. 農村のあるべき姿

「田園回帰の時代」は都市と農村が最適な共生関係を築く時代

農村を志向する人が豊かに暮らしていくためには、農村が将来にわたり自律し、持続する必要がある。その条件は以下の通り。

【条件 1】 地域資源を活用した農業が持続的に行われていること

農村において農業が持続的に行われることは、暮らしを支えることはもとより、美しい景観の形成や維持の上でも重要。食料の供給やコミュニティの維持のほか、健康の増進や生き甲斐の創出など「農の福祉力」も注目されている。

【条件 2】 循環型社会であること

物質やエネルギーの循環等、公害や廃棄物、環境破壊などを極力発生させない持続的な循環社会モデルの提示が農村ならば可能ではないか。

【条件 3】 集落の機能が維持され開かれていること

農村では集落が機能している。自律的・自治的な集落の営みは地域の力であり、小さいからこそ発揮できるかけがえのない価値である。

【条件 4】 若者や女性が活躍できる場であること

農村が自律的な社会として持続するためには、将来を担う若者や女性の存在が不可欠。柔軟な発想や活力に満ちた若者や女性が、活躍できる地域を構築する必要がある。

【条件 5】 交流が継続していること

多くの地域で行われている都市との交流を、棚田や里山の保全や森林整備など地域の課題解決に発展させ、交流の意義を高め、持続性の向上につなげる工夫も必要。また、子育てや教育の場としての価値を重視すべき。交流や教育活動の継続は、移住や定住促進の上でも重要。

第3章 農村のあるべき姿を実現する農業・農村政策

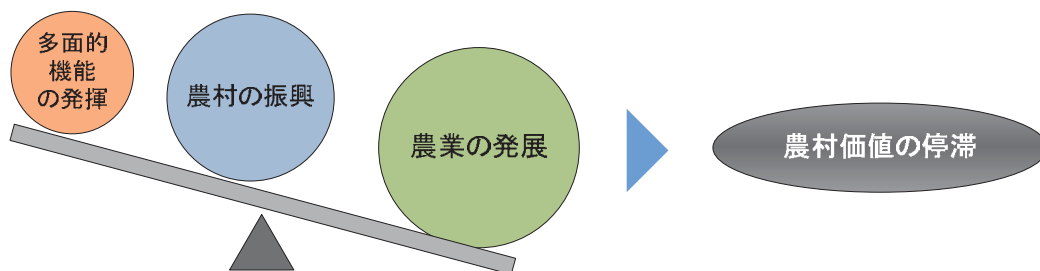
1. 農業・農村政策の基本的な方向性

3つの基本理念「多面的機能の発揮」「農村の振興」「農業の発展」のバランス均衡が農村価値の創生につながる

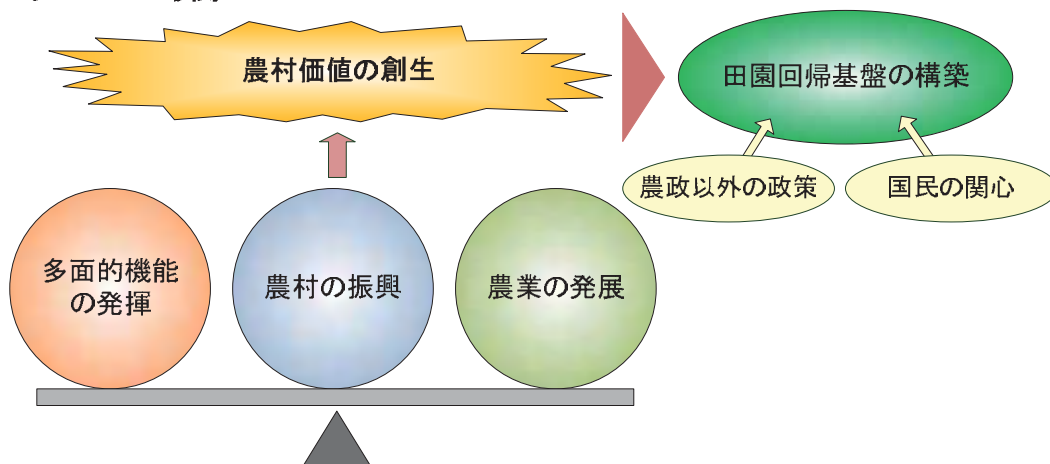
食料・農業・農村基本法が掲げる3つの基本理念間には、不均衡・不整合が存在。これらの解消に向け、バランスが均衡することによって農村価値の創生につ

ながら、ひいては田園回帰基盤の構築へと向かう。

① バランスが不均衡



② バランスが均衡



2. 農業・農村政策のあるべき枠組み

国と自治体が新たなパートナーシップを構築し、それぞれの役割を分担する

自治体は「農村価値創生政策」を担い、自治体の裁量を拡大した新たな交付金制度により政策を実施する

(1) 国と自治体の新たなパートナーシップの構築と役割分担

不整合・不均衡を是正し、農業・農村政策があるべき姿に向かうため、農政における国と自治体との、新たなパートナーシップを構築する。その上で、国は、「競争条件整備政策」を、自治体は「農村価値創生政策」をそれぞれ担う。

① 競争条件整備政策【国】の内容

関税、直接支払制度の設計、経営安定対策、基幹的な用排水路等の整備・保全、食品安全等

② 農村価値創生政策【自治体】の内容

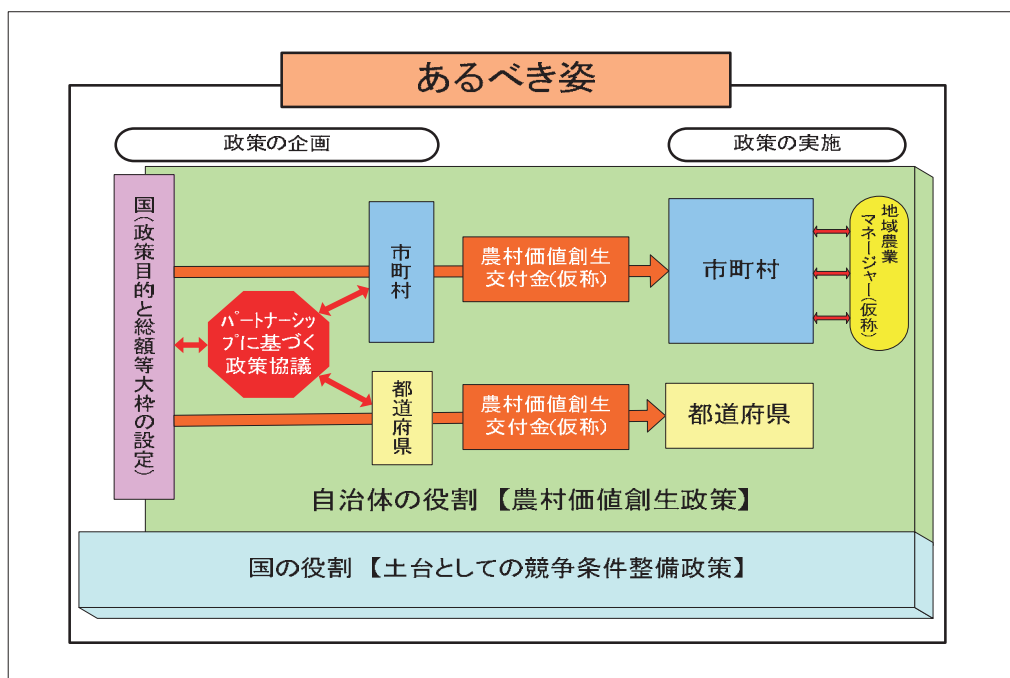
人や土地に関すること、農業の経営力強化、多面的機能、地域主体の6次産業、食農・環境教育、都市住民・消費者との交流等

国は、自治体とのパートナーシップに基づいた農政に関する国と自治体の協議の場を設け、対等かつ相互に連携しながら政策内容や財源のあり方を定める。

自治体が担う農村価値創生政策を実施するため、「農村価値創生交付金制度(仮称)」を創設する。

(2)「農村価値創生交付金制度(仮称)」の創設

- ①現行の国庫補助のしくみを移行、新たな財源措置を求めたり、予算の減額を予定しない。
- ②国は政策目的の大枠と総額を決定し、客観性に配慮した適切な指標で自治体に配分、自治体は具体的な政策を企画・実施。現行の補助金よりも大幅に裁量を拡げる。
- ③新たな交付金を活用した農村価値の創生が政策レベルで実現できるよう、各自治体や各地域に「地域農業マネージャー(仮称)」を設置し、実態把握や関係者との調整、課題解決策の提案等を行う専従職員を配置できるようにする。



第4章 都市・農村共生社会の創造～田園回帰の時代を迎えて～

真に必要なことは、「都市・農村共生社会」の創造であり、「田園回帰」の時代を迎えることによって創造への道筋が、より鮮明に浮かび上がってくる

農村価値の創生は、一方的な主張でなく、農村サイドの責務でもある。

都市・農村共生社会の実現には、国民的な運動が不可欠である。全国の町村は、各主体とともに中核的な担い手となる決意である。

農業・農村政策のあり方についての提言

都市・農村共生社会の創造

～田園回帰の時代を迎えて～

2014年9月

全国町村会

第1章 農村に息吹く新たな動き	2
1. 農村の厳しい現状	2
2. 田園回帰の潮流	3
第2章 農村のあるべき姿	4
1. 農村はなぜ必要なのか	4
2. 農村の新たな可能性	4
3. 農村のあるべき姿	5
第3章 農村のあるべき姿を実現するための農業・農村政策	8
1. 農業・農村政策について	8
(1) 農業・農村政策の位置づけ	8
(2) 農業・農村政策に関わる政策課題	8
(3) あるべき農業・農村政策の基本的な方向性	9
2. 農業・農村政策のあるべき枠組み	10
(1) 国と自治体の新たなパートナーシップの構築	10
(2) パートナーシップ構築のための国と自治体の役割	11
(3) 「農村価値創生交付金制度（仮称）」の創設	12
(4) 自治体（町村）の農政の執行体制について	13
第4章 都市・農村共生社会の創造～田園回帰の時代を迎えて～	15
◎今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会委員名簿	16
◎参考資料 町村の独自農政の事例	17

《本提言について》

全国町村会では、2013 年 8 月、「今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会」を設置し、重要な変革期を迎えている農業政策を中心に検討を進めてきたところである。

本報告書では、この検討をもとに農業・農村問題に絞って考え、今後の農業・農村政策のあり方についての提言を行っている。

第 1 章 農村に息吹く新たな動き

1. 農村の厳しい現状

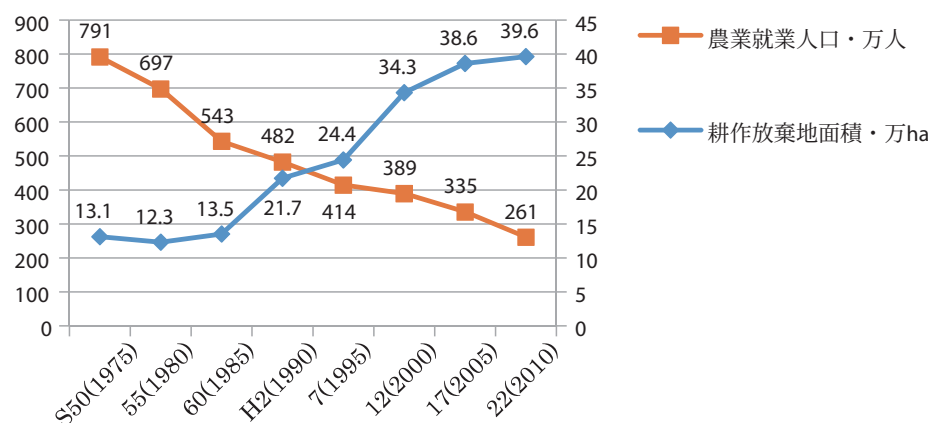
農村地域では、過疎高齢化が進展している。農業労働力についてみると農業就業人口は、239 万人（2013 年）、ピークだった 1960 年の 1,454 万人から 6 分の 1 に縮小した。農業就業人口の平均年齢も 66.5 歳（2013 年）となり、年金支給開始年齢を上回る状況にまで高齢化が進んでいる。

農村における人口減少は、集落機能の低下をもたらし、相互扶助が根付いている農村での生活を一層困難なものへと押しやることとなる。

同時に農業の後継者が減少すれば、耕作放棄地の増加などにより農村の荒廃が進むことになる。

また、農業所得（農業純生産額）も、1990 年度の 6 兆 1 千億円から、2011 年度には 3 兆 2 千億円となり 20 年間で半減し低迷が続いている。

＜農業就業人口と耕作放棄地の推移＞ （農業センサスより）



2. 田園回帰の潮流

しかし、近年、生産者と消費者が顔の見える関係でつながる農産物直売所の増加、グリーンツーリズムや地域資源を見つめ直す地元学の定着、小・中学校における農村滞在経験や高校の教科にまでなった都市・農村交流（グリーンライフ）など、農村の潜在的な価値を再評価し、活用しようという動きが高まっている。かつての高度成長時代には見られない現象と言える。

また、内閣府の調査では、都市部に暮らしている人の89.9%が農山漁村地域との交流の必要性があるとし、31.6%が農山漁村での定住願望を有している（「農山漁村に関する世論調査」2014年6月）。

総務省の「地域おこし協力隊」への応募理由では、「地域活性化の役に立ちたいから」が63%と最も多い結果となっている（2013年8月調査）。

これらが示すのは、経済優先のこれまでの価値観とは異なり、農村の多様な価値を見出す人々が増えているということではないか。

農村に移住した人の中には、地元の人々と一緒になって、棚田の維持や古民家の再生、途絶えた祭りの復活などに尽くす人もいる。

こうした農村志向の動きを「田園回帰」と捉えてみたい。近代の人の流れは、一時的な逆流があったにせよ、総じて都市への一方向的な流れだったと見ていい。

経済成長＝工業化（近年では情報化・サービス化）＝都市化がこれまでの経済発展の前提であり、農村は取り残された地域と見られがちだった。その結果が過密過疎である。しかし、経済成長や経済的豊かさが唯一の目標でなくなれば、その前提は意味を失う。英国をはじめ欧州諸国では、「田園回帰」はすでに1970年代から始まり、ごく普通の動きとなっている。

※ここでいう「田園」とは、都市周辺のいわゆる「田園地帯」や「田園地域」とどまらず、中山間地域や山村も含めた農業を中心とした第一次産業が営まれている地域をいう。さらに「田園回帰」とは、農村地域に都市から人が移動するという状況にとどまらず、農村の文化や環境・景観への共感などを含んだ概念である。

第2章 農村のあるべき姿

1. 農村はなぜ必要なのか

全国町村会は、2001年に発表した、「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか―揺るぎない国民的合意にむけて―」の提言の中で、農村のかけがえのない価値として、「生存を支える」ことを筆頭に、「国土を支える」「文化の基層を支える」「自然を活かす」「新しい産業を創る」の5つを掲げた。生命を維持し、心身ともに健やかに暮らしてゆくために農村の存在が必要であることを訴えた当時の主張は、発表から10年以上経過した現在、一層重要性を増している。

とりわけ、農村は、農業生産を通じた食料の供給により、国民の生存を支えているだけでなく森林等による二酸化炭素の吸収や水源のかん養などを通じて、環境の保持や国土の保全にも重要な役割を果たしている。

2002年からはじまった国連食糧農業機関（FAO）の「世界農業遺産」は、伝統的な農業や生物多様性が守られた土地利用、農村文化、景観等を維持保全し、次世代に継承するために設けられた制度である。2014年5月現在で、世界の25地域が認定を受けているが、日本は先進国の中で唯一認定地域を有しており、なお、かつ、佐渡の里山をはじめ5カ所もの地域が認定されている。この事実はまだ広く浸透していないが、日本の農業・農村が、普遍的に高い価値を有していることの証しでもある。

さらに、2014年は、「国際家族農業年」にあたる。国連は「飢餓や貧困の撲滅、食料安全保障および栄養の提供、生活改善、天然資源管理、環境保護そして持続可能な開発を達成するうえで家族農業や小規模農業が担う重要な役割」があるとしている。

家族や集落を単位とする日本農業は、国連が提唱する「家族農業」にも適うものである。

日本の家族農業経営は、女性や高齢者の稼得機会の提供や小規模であるがゆえの土地利用の持続性、収入の多様性などの優れた特徴を持っている。

2. 農村の新たな可能性

人口減少時代に入り、また、遠くない将来に大地震等が予測される中、先の提言で述べられた農村の価値に加え、農村が有する新たな可能性について考えてみたい。

①少子化に抗する砦

人口減少や少子化が次第に深刻に受けとめられるようになってきているが、農村は、少子化に抗する砦となる可能性を秘めている。合計特殊出生率は、農村部の方が総じて高い。農村には、子どもを生み育てやすい環境が整っていることの証左である。子育てがしにくく、出生率の低い都市に、子育て世代が集中しているという矛盾の解消こそが、有効な少子化

対策の第一歩となるのではないか。

中国地方や九州北部の一部の農村では、若い世代の移住が進み、人口の社会増が起き始めている。こうした地域では、毎年1%の人口流入が続きさえすれば、人口の減少を食い止めることが可能になるといった試算に基づき、地域で話し合いながら移住者受け入れ目標を設定している事例もある。

②再生可能エネルギーの蓄積

東日本大震災・福島原発事故以降、再生可能エネルギーが低炭素の国産エネルギーとして見直されている。農村地域には小水力やバイオマス、太陽光や風力などの再生可能エネルギーが多量に潜在している。その活用は、雇用の創出や温暖化対策にも有効な手段となる。

かつて、薪や木炭が生活を支える中心的なエネルギーだった当時、農村はエネルギーの供給地だった。再生可能エネルギーの見直しは、農村を再びエネルギーの供給地として復権させることになる。

③災害時のバックアップ

日本は地震のみならず台風や豪雨など、災害多発国である。災害は都市化や人口集中にともなって巨大化する恐れがある。

農村には、大規模災害によって被災した都市住民を受入れるなど、被災者の生存を支える役割を果たすことが期待できる。都市住民の生存や都市機能のバックアップという側面からも、農村が果たしうる役割を再評価する必要があるのではないだろうか。

④新たなライフスタイル、ビジネスモデルの提案の場

農村には、農業を営むことと、他の仕事を両立させる「半農半X」という新たなライフスタイルを享受している人々がいる。

また、最近では、これまで想定されなかったような新たなビジネスモデルを構築している人々がいる。例えば、サテライトオフィスを農村に置き、ITの技術者が田園生活を楽しみながらソフト開発などに取り組む形態である。

農村が、これまで取り組まれてきたコミュニティ・ビジネスに加え、新たなライフスタイルやビジネスモデルの提案の場となりつつある。

以上のような新たな農村の可能性に注目するとき、農村の存在意義は一層増してくる。

3. 農村のあるべき姿

これまでの農業政策は、農業で他産業並みに所得を得られるようにするという農業と他

産業の格差是正が主な目標だった。しかし、今の農村志向は、自然に恵まれた良好な環境のなかで、心豊かな暮らしを求めるものである。

農村では、知恵と工夫次第で、所得は都市並みでなくとも豊かに暮らせる。ただし、そのためには、農村が将来にわたり自律し持続していく必要がある。

その条件は、以下の通りと考えられる。

【条件1．地域資源を有効活用した農業が持続的に行われていること】

農村地域において最も重要な資源の一つは農地であり、農地を有効に活用した農業が、持続的に行われることは、農村の暮らしを支えることはもとより、美しい景観を形成し維持する上でも重要である。

農業は農村に暮らす人々に稼得機会をもたらすだけでなく、食料の供給やコミュニティの維持といった経済的・社会的効用も大きい。最近では、健康の増進や生き甲斐の創出など「農の福祉力」としての効用も注目されている。

【条件2：循環型社会であること】

今後の農村のあり方として、キーワードとなるのは、「循環」である。物質やエネルギーの循環等、公害や廃棄物、環境破壊などを極力発生させない持続的な循環社会モデルの提示が、農村ならば可能ではないか。

地域内の「ひと・もの・かね」を外部に流出させない循環経済のしくみは、食料や資源・エネルギーの自給が比較的容易で、互いに支え合う意識の高い農村の方がつくりやすい。

【条件3：集落の機能が維持され開かれていること】

農村では、家族どうしの結びつきが強い集落が機能している。自律的・自治的な集落の営みは、歴史に培われてきた地域の力である。それは、小さいからこそ発揮できる、かけがえのない価値でもある。

また、農村に住む人々も外からやって来る人々も、自らの居場所を見つけ、地域に溶け込み、地域にとって欠かせない一員として活躍するためには、集落が機能し維持され、かつ、開かれていることが大きな力となる。

【条件4：若者や女性が活躍できる場であること】

農村が自律的な社会として持続するためには、将来を担う若い人材や女性の存在が不可欠である。農村は、柔軟な発想や活力に満ちた若者や女性が、自らの可能性を追求し活躍できる地域を構築する必要がある。

【条件5：交流が継続していること】

都市との連携や交流の取組は、既に全国多くの地域で行われている。こうした交流を棚

田や里山の保全、森林整備など地域の課題解決に発展させ、交流の意義を高め持続性の向上につなげる工夫も必要である。

また、次代を担う子どもたちの子育てと教育の場としても、農村の価値を重視すべきである。

都市の子どもが農村に滞在し、地域の住民と交流しながら農業や自然を体験し、伝統文化に触れ、農村に対する理解を深める取組が重要である。

このような交流や教育活動の継続は、都市住民の移住・定住を促す上でも重要な役割を担うことになる。

あるべき農村とは、これらの5つの条件を備えた農村をいう。

先に述べた田園回帰の動きは、これらの5つの条件整備を後押しする。それがさらに田園回帰を加速する、という好循環も期待できよう。

「田園回帰の時代」は、農村が都市から人や発想を受け入れて活力を取り戻す一方、都市住民が農村を志向することにより、ライフスタイルの幅を広げる時代である。都市と農村の双方が最適な共生関係を構築する時代である。あまりにも経済に偏した考え方ではなく、もっと農村の価値を高め、皆でその価値を享受してはどうかと呼びかけたい。

第3章 農村のあるべき姿を実現するための農業・農村政策

農村のあるべき姿を実現する上で重要なことは、前章で述べた5つの条件を確保し、地域に関わる多様な主体が十分な取組みを行えるような、農業・農村政策を確立することにある。

1. 農業・農村政策について

(1) 農業・農村政策の位置づけ

日本の農業・農村政策の理念を示す「食料・農業・農村基本法」では、①「食料の安定供給の確保」、②「多面的機能の十分な発揮」、そしてこれらの基盤となる③「農業の持続的な発展」と④「農村の振興」の4つを食料・農業及び農村に関する施策の基本理念として掲げている。

このうち、「食料の安定供給の確保」は「農業の持続的な発展」の延長線上で達成できると考えて、これを除くと残りの3つの基本理念は、前章で述べた5つの条件を内包している。

まず、「多面的機能の十分な発揮」は、「循環型社会であること（条件2）」を内包している。

つぎに、「農業の持続的な発展」は、「地域資源を有効に活用した農業が持続的に行われていること（条件1）」を内包している。

そして、「農村の振興」は、「集落機能が維持され開かれていること（条件3）」、「若者や女性が活躍できる場であること（条件4）」、「交流が継続していること（条件5）」を内包している。

このように基本法が示す農政の枠組みは、我々が目指す農村の姿を実現するための基礎条件を確保するものとして有効であると考えられる。

(2) 農業・農村政策に関わる政策課題

① 3つの基本理念の間に存在する不整合・不均衡

基本法では、これらの基本理念が、不整合・不均衡を生ずることなく実現されると仮定されている。

しかし、実際にはこれらの基本理念の間には不整合・不均衡が存在している。

まず、農業による多面的機能の発揮は、そのことを目的として 認識し施策を実行しなければ実現できず、現実には、生産性の向上が多面的機能の発揮に結び付かないことも少なくない。

その結果、少なくなったとはいえ農薬や化学肥料の投入など、国土や環境の保全にマイ

ナスの影響を与える農業生産活動による環境負荷の拡大、秩序なき生産活動による農村景観の荒廃化も、散見されている。

また、産業としての農業の生産性や効率性の向上のみに着目した農業振興施策は、時として農村振興の阻害要因ともなりうる。

例えば、水田農業において、規模拡大による大規模農業者への農地集約を無秩序に進めていくことは、地域の働く場やコミュニティの場を喪失させることになりかねず、ひいては農村人口の減少を加速させることが懸念される。

一方で、これまで農村部における第二次・第三次産業の振興を図る際に、地域の第一次産業と第二次・第三次産業とを有機的に結びつけた産業振興が、十分なされていない状況も見られる。そのため、農商工連携は見られるものの、本来求められる第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化（付加価値創造）には依然として課題が多い。

② 既存の農政の政策システムの課題

3つの基本理念を現場で調和させる役割を担うのは自治体、とりわけ市町村である。農村のあるべき姿を実現するためには、地域ごとの創意工夫が発揮されうる「地域が自らデザインする農政（地域農政）」を実施しうる政策システムが必要となる。

しかしながら、農政分野においては、国が要綱・要領により施策の細部まで規定し、自治体はいわば国の画一的な行政を代行する役割にとどまらざるを得ない政策も少なくなく、自治体の自由度の乏しいシステムとなっている。

また、生産調整に伴う交付金の交付対象者や単価の設定における地域裁量の縮小や、市町村の枠を超えた都道府県段階で農地貸借の調整を図る農地中間管理機構の設置にみられるように、近年の農業政策においては、むしろ、市町村における政策展開の自由度が、乏しくなっている。

（3）あるべき農業・農村政策の基本的な方向性

現行の農業・農村政策を見たとき、3つの基本理念の間に「不整合・不均衡」があることを示した。

我々町村は、今後のあるべき農村が備えている5条件の第一番目に「農業が持続的に行われていること」を掲げており、政府が推進する「強い農業」を否定するものではない。しかし、「強い農業」のみの価値観に立つと、その他の4条件を備えることは困難になることも懸念される。

重要なのは、基本理念の不整合・不均衡の解消に向け、相互のバランスを図ることである。より具体的には、次のような順序となる。

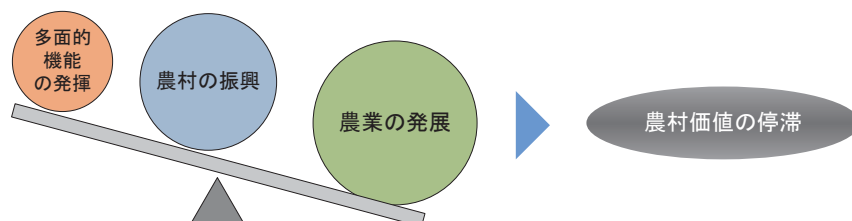
① まず、農業の発展と多面的機能の発揮を適切にバランスさせる必要がある。

※例えば、農業施設の周辺への植栽や作付け作物の調整による景観の保全、生態系保全のための緩衝地帯の設置など数多くの取り組みが考えられる。これらの取り組みが農業生産性に与えるマイナスの影響については、農業者の負担にならないような措置を講ずることで、価値のバランスを図る。

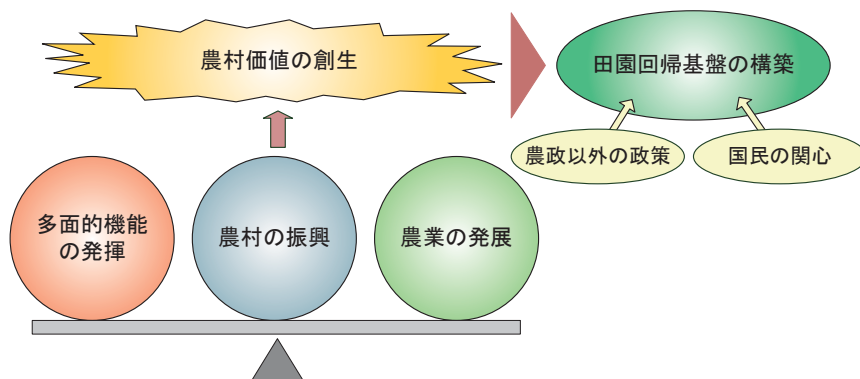
②その上で、農業の発展と農村振興とのバランスを図る。

※例えば、非農家に転じた土地所有者に対し、農業を継続的に営む者が、農地を効率的に利用しつつ、農村の景観なども保全できるよう、利用権の設定について、適切な対応を求める必要性など。その場合に、農地利用集積の手段は生産性向上のみに力点を置いた手法とは異なることも考えられる。

①バランスが不均衡



②バランスが均衡



③それによって、最大化された農村価値を基盤に、農業・農村政策以外の教育、医療・福祉、国土保全、交通などの地域振興や生活基盤の確保に関わるさまざまな政策を講じていく。

2. 農業・農村政策のあるべき枠組み

(1) 国と自治体の新たなパートナーシップの構築

不整合・不均衡を是正し、農業・農村政策があるべき姿に向かうためには、農政における国と自治体との、新たなパートナーシップの構築が必要である。それは、これまでの「国が企画し、自治体がそれに沿って実施する」関係を見直すことを意味するものである。

パートナーシップ構築の意義は、農村価値を創生させるための、3つの理念の適切なバランスの発揮にある。

(2) パートナースhip構築のための国と自治体の役割

パートナーシップ構築のためには、まず、国および自治体の役割を整理しておく必要がある。

はじめに、農業・農村政策を、国が担う「競争条件整備政策」と自治体が担う「農村価値創生政策」に分けて考えてみたい。

①競争条件整備政策

国が、国内農業の持続的発展と安定的食料供給のため、国内農業の保護・振興を目指すものを「競争条件整備政策」とする。「競争条件整備政策」について、国は一元的な責任を有する。「競争条件整備政策」として考えられる内容は以下の通り。

【競争条件整備政策として考えられる内容】

(ア) 関税の設定・維持

- ・国内の農業を維持するため諸外国からの輸入農産物に対し関税をかけ、輸入の増大を防ぎ、国内農業の保護・育成を図る

(イ) 競争条件整備の観点からの直接支払制度の設計

- ・立地条件による所得格差の是正など

(ウ) 経営安定政策の推進

- ・農業生産の不安定性やそれに伴う収入の変動を緩和する仕組みの構築

(エ) 基幹的用排水路等の整備・保全

- ・水源施設、主要用排水路、排水機場等、農業生産インフラの根幹をなす設備の整備

(オ) 食品の安全・安心を確保するための制度構築

(カ) 食品表示制度の構築

- ・統一的な表示制度の構築
等

②「農村価値創生政策」の構築

自治体は地域の総合経営主体として、常に農村と歩んできた役割を踏まえた政策を担う。この自治体が担う政策を「農村価値創生政策」とする。

「農村価値創生政策」は自治体が担うものであるが、3つの基本理念をバランスよく発展させるためには、地域にとって重要な事項と、食料供給や国土保全等、国にとって重要な事項を均衡させる見地から国は大枠の設定を行う。

この場合、国は先に述べたとおり「農村価値創生政策」の土台となる「競争条件整備政策」を行う。

その際、自治体とのパートナーシップに基づいた、農政に関する国と自治体との協議の場を設け、対等な関係の中で相互に連携しながら政策の内容や財源のあり方について定めていく。そして、国は、決定された自治体の自主的な政策に対し、最大限の支援を実施する。

「農村価値創生政策」として考えられる内容は以下の通り。

【農村価値創生政策として考えられる内容】

(ア) 人に関すること

- ・担い手不足に際し、地域外からの新規参入の促進策

(イ) 土地に関すること

- ・地域の農地利用調整

(ウ) 農業の経営力強化に関すること

- ・自治体主導による法人化や複合化による農業経営の高度化
- ・農家（地権者）以外の住民や地域外からの参加者を含めた住民参加型の排水管理等、新たな地域資源管理の仕組みの構築

(エ) 農業の多面的機能に関すること

- ・農村景観を活かしたグリーンツーリズム等、多面的機能を活かした新たな価値の創造
- ・伝統的なくらしや農業技術を「レッドデータ」として保全・継承

(オ) 地域主体の6次産業の形成

- ・地域内における新たな産業グループの形成や商工業との連携の強化
- ・農村地域間連携による新商品・サービスの開発

(カ) 食農教育・環境教育の促進

- ・「食」とそれを生み出す「農」について、体験し学ぶ食農教育の推進
- ・農業体験や調理体験、生産者と消費者の交流

(キ) 都市住民、消費者との交流の促進

- ・都市住民を呼び込み、都市住民の参画・ノウハウの活用による、交流の促進
- ・農村移住、定住者に対する総合的支援
等

※町村が取り組んでいる独自農政の事例については、P.23参考資料を参照

(3) 「農村価値創生交付金制度（仮称）」の創設

自治体が地域にとって最適な農村価値創生政策を実施するため、「農村価値創生交付金制度（仮称）」を創設する。

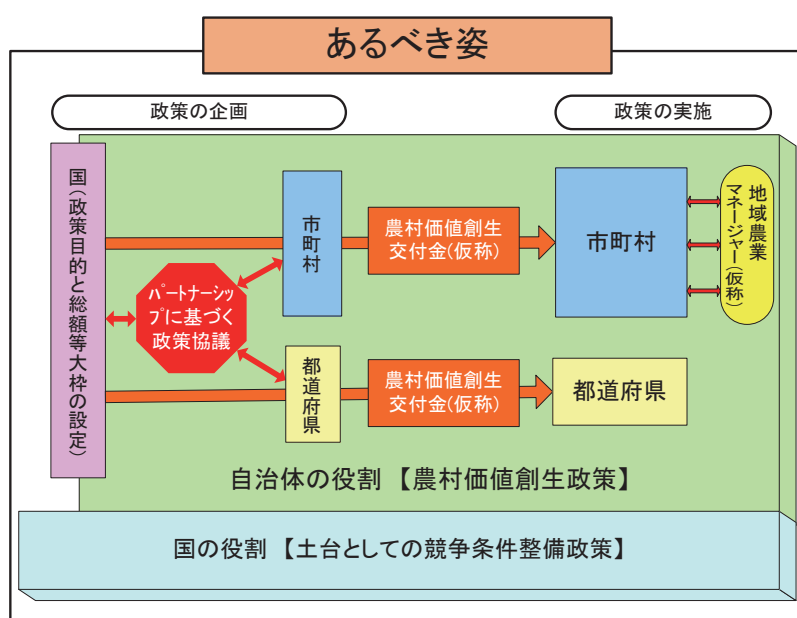
(ア) この交付金は、自治体が主体性を発揮すべき政策分野について、現行の国庫補助の仕組みからの移行を提唱するものであり、新たな財源措置を求めるものではない。言うまでもなく農業予算総額の減少を予定しているものでもない。

(イ) この交付金は、国が政策目的の大枠と総額を決定したうえで客観性に配慮した適切な指標に基づき自治体に配分し、自治体は配分額及び政策目的の範囲内で具体的な政策を企画・実施する。現行の個別の補助制度よりも大幅に自治体の裁量を拡げることになる（その意味で、いわゆるメニュー補助金や統合補助金とも異なる）。

(ウ) パートナリーシップを支えるのは、相互の信頼である。自治体側の農村価値創生政策

の実績を踏まえた、パートナー間の信頼感の醸成に応じて、交付金の規模を順次拡大していくことも考えられる。

- (エ)「農村価値創生交付金」を活用した農村価値の創生が、地域において政策レベルで実現できるよう、各自治体または各地域（範囲の設定は各自治体の判断による）に、「地域農業マネージャー（仮称）」を設置し、そのマネージャーとして、①地域農業の実態や課題の把握、②自治体と農業者・農村関係者との意見交換や情報共有、③課題解決に向けた提案、④政策や取組の評価等を行う専従職員を配置できるようにする。
- (オ) 詳細な制度設計は、政策効果の検証の視点や透明性を確保する仕組みを取り入れながら、農政に関する国と自治体との協議の場の中で行われるべきである。



※都道府県との連携

「農村価値創生交付金制度（仮称）」の創設にあたっては、市町村のみならず、都道府県の役割も重要である（理想的には、都道府県も含めた国とのパートナーシップの構築が望ましいと考える）。

この場合、市町村向けの交付金とともに、都道府県向け交付金も構築することが考えられる。

都道府県向け交付金の内容としては、例えば、都道府県域を対象とした公共財の供給（公共域の水質改善）や都道府県域を対象とした農産物ブランド化、品種改良、研究開発および普及、中規模の土地改良整備等が考えられる。

(4) 自治体（町村）の農政の執行体制について

「農村価値創生交付金制度（仮称）」の創設は、町村自らの政策立案能力を問われることにもなる。農村とともに歩んできた我々町村にとって、このような制度の提案は、「覚悟」の表明でもある。

パートナーシップを前提とした役割を考えると、町村における農政の執行体制の再強化が必要となる。厳しい財政事情や定員管理の状況を踏まえれば、人員の増強による強化を図る余地は乏しいと考えられるが、より一層の事務の効率化により、執行体制の強化を図ることも可能であると考ええる。

例えば、農地情報や作物の作付け状況等の農業にかかる情報を一元化し、システム化することで事務作業の効率化を図ることが考えられる。

また、農村価値創生政策を実行に移すためには、役場内の各部門との横断的な執行体制の確保はもとより、農業者や住民、地域団体による政策形成過程への参画といった連携の強化が必要となる。

こうした体制強化を図るため、例えば、役場の農業関係部署のみならず各部署の総力を結集した体制（町村長を本部長とした地域振興本部等）を設けることなどが考えられる。

第4章 都市・農村共生社会の創造 ～田園回帰の時代を迎えて～

厚生労働省「都市部の高齢化対策に関する検討会報告書」（2013年9月）の推計によれば2010年から2025年までの15年間で、75歳以上の高齢者増加数の上位は、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、愛知と大都市圏の6都府県が占めている。この6都府県の増加数（373万人）は全国の約半分になるという。それは、いわゆる「団塊の世代」が大都市に集中しており、今後一挙に高齢化するからである。増加数が最多の東京都では、2010年の123万人から15年間で74万人も増加する。つまり、毎年5万人ずつ75歳以上人口が増えることが予想されている。

このように、大都市の急速な高齢化は多くの人々の予想を超えるスピードと深さで進行している。それへの対応が我が国における重要な政策課題であることは間違いない。

しかし、バランスを欠いた問題の強調は、「大都市こそ問題であり、地方や農村どころではない」という議論につながりやすい。中には、「この機会に農村を切り捨てろ」とか、農村消滅を予想して、都市への重点投資を主張する議論もある。

残念なことに、現在はこのような議論が一方的に主張される、都市と農村の対立の時代を迎えようとしている。このような傾向は、いままでも繰り返し生じていた。そして、政治がこれらの議論を意識して、いわば「政局」化し、政策が「親都市」や「親地方・農山漁村」という両極にぶれやすくなる傾向もある。そのため、しばしば感情的な争いを含む不毛な国論の分裂を招くこともあった。

しかし、いま真に必要なことは、そのような対立ではなく、「都市の安定と農村の安心」という視点からの、「都市・農村共生社会」の創造である。都市と農村の高齢化がともに進む時代を迎えても、都市の安定のためにも農村はその価値を見失ってはならない。また、農村の安心のためにも都市はその機能を維持することが求められる。

これまで述べてきたように、農村には、農業の持続的な営み等を通じた農村価値の創生が必要であるが、同時に、農村では、雇用の創出等による都市住民の受け入れ等、都市・農村共生社会の実現の可能性が残されている。

このような都市と農村の関係の構築を中長期的な国土利用、国民生活、国民経済の前提として、国民が選ぶ取ることが、なによりも必要である。

本提言が主張する「田園回帰」の時代を拓くことによって、都市・農村共生社会の創造への道筋が、より鮮明に浮かび上がってくるだろう。

本提言では、そのために必要な、①農村のあるべき姿、②それを実現する農業・農村政策、③そのための政策的な仕組みを論じた。

その際、③では町村が主導する「農村価値創生政策」とそれを支える仕組みを創設することの重要性を訴えた。農村価値の創生が進むことにより、田園回帰はさらに本格化する

こととなろう。しかし、「農村価値の創生」は、農村偏重政策や財政支援を求める一方的な主張ではない。むしろ、都市・農村共生社会の実現のために、農村サイドに求められる責務でもある。都市と農村の共生に向けて揺るぎない国民的合意を創り出すため、農村の側もその価値を磨く努力をしていく必要がある。

また、ここで論じたことの実体化は、町村のみでなく、都道府県、そして国が取り組むべきことでもある。そのためには各種の連携が必要となろう。

都市・農村共生社会の実現のためには、国民的な運動の構築が不可欠であり、全国の町村は、各主体とともに中核的な担い手となる決意である。

今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会 委員名簿

2014 年 9 月現在

座 長	お だ ぎ り 小田切	と く み 徳美	明治大学農学部教授
	か い 甲斐	り ょ う じ 良治	一般社団法人農山漁村文化協会編集局次長
	こ ば り 小針	み わ 美和	農林中金総合研究所主事研究員
	し ょ う ば や し 荘林	み き た ろ う 幹太郎	学習院女子大学国際文化交流学部教授
	な い き 内貴	し げ る 滋	帝京大学経済学部教授
	ま つ な が 松永	け い こ 桂子	大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
	ま つ も と 松本	よ し お 克夫	ジャーナリスト

(敬称略)

参 考 資 料

町村の独自農政の事例

町村の独自農政の事例

A：後継者の育成

●若手農業者のための塾の開催

人材の育成・確保のため、若手農業者向けの塾を開講し、しっかりとした栽培技術と経営方針をもった強い農業者を育て、りんご産業を将来にわたり支える基盤を確立している。

●後継者支援事業

事業者が後継者を新規に雇用した場合に、技術の継承や新事業の展開に挑戦できるよう最大 160 万円（2 年間）を助成している。

●地域おこし協力隊に対する独自名称の付与

農業に従事する地域おこし協力隊に「アグサポ隊」という独自名称を付与、独自の農業研修制度の実施により、やる気のある若者を育成している。

B：農業経営の高度化

●農業法人設立支援事業

農業経営の法人化を図るため、法人設立時に 10 万円を助成、法人設立講習会や金融機関との独自協定による異業種セミナーの共催などにより、経営を安定化させ対外信用力の向上や雇用の創出につなげている。

●農業公社の設立・活用

農業公社を設立し、受け手のない農地の中間管理や流動化などの農地保全に加え、複合経営の実証や栽培指導のほか、堆肥製造施設の管理、町のアンテナショップ、漬物製造施設の運営など、多角的な農業振興の中核を担っている。

C：環境保全型農業の推進、循環型の地域づくり

●環境保全型農業推進事業

畜産農家から排出される堆肥を耕種農家が積極的に利用できるよう、堆肥利用に対する助成事業を創設し、1 トンあたり 500 円を助成している。

●堆肥栽培農産物の認証制度

堆肥栽培農産物の認定制度を独自に制定、減農薬減化学肥料に取り組み、里山保全、二酸化炭素削減に貢献するとともに、できた野菜や米を学校給食に使用し、農産物の地産地消体制を構築している。

●町独自の米・野菜の認証制度

米について農薬の使用回数や畦畔の草刈等の基準を設け、外部有識者の審査を経て認証を行い、安心・安全な米づくりを推進している。また野菜についても昔から受け継がれてきた伝統技術を活用していること等、町独自の基準に基づき認証し、次世代への技術継承を図っている。

●循環型地域づくり事業

家庭からの生ゴミをボランティアが交代で回収し、町内の畜産農家からの牛糞やもみ殻など地域資源を堆肥化している。高品質の堆肥は農地に還元され、安全でおいしい野菜づくり、土壌づくりに大いに貢献している。

D：農産物の高付加価値化・特産品開発

●トレーサビリティシステムの構築

生産者が町と協定を結び、リンゴの栽培日誌や防除日誌等を町のホームページ上に公開している。また、生産者識別シールを果実・箱などに貼って販売しており、生産者の顔が見える、安全・安心な農産物づくり体制を確立している。

●薬草産地化支援事業

薬用作物国産化のニーズに応えた産地形成に向け、薬草栽培に係る機械・資材等の購入費用を助成するとともに、奨励品目に係る新規・増反者への奨励金制度を設けている。

●竹の有効活用

独自に開発した機械で孟宗竹を微粉末化し竹を有効利用している。また、粉末を乳酸発酵することで土壌改良剤、脱臭剤、家畜の餌・食品添加物として利用し、おいしい農産物作りにつなげている。

E：地産地消・食育の推進

●小学校大豆プロジェクト活用事業

郷土学習と食育の観点から、町内6次産業の農事組合法人と連携し、小学生を対象とした大豆の栽培から収穫、味噌づくりまでの体験学習を行っている。

●食育事業

食と地域の農業について理解・関心を深めてもらうため、小学生とその保護者を対象に6月には田植えと泥んこ運動会、10月には稲刈り、12月には餅つき大会を実施している。

●食・農・環境のまちづくり

地域資源の活用と地産地消、食の安全や環境保全を基本とした食と農のまちづくりに関する基本理念を条例として制定するとともに行動計画を策定している。

F：都市との交流

●都立高校生が運営する株式会社との連携

都立高校生が運営する株式会社とパートナー連携をし、若者の目線を生かして町の素材を使った商品開発に力を入れ、地場の産業振興を図っている。

●「都市と農村の交流事業」

JA・生産者・行政が連携し、5月にはウメ採り体験・梅酒・ジュースづくり加工体験等を、10月にはミカン狩り・選果場の見学等を行っている。意見交換の場を持ち課題発見につなげ、生産出荷に役立てている。

G：文化・伝統の保存

●農村レッドデータブック収集集積事業

地域で培われた伝統的な暮らしの技術や文化が過疎化・高齢化で次々と消えつつあることに危機感を抱き、これらを「レッドデータ」としてまとめ、農村技術の保存・継承に向けた記録保存を行っている。



発行 全国町村会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35

電話:03(3581)0485(経済農林部直通)

Fax:03(3580)5955 URL <http://www.zck.or.jp>

これからの国・地方を通じた課題について

平成 26 年 6 月 11 日
地 方 六 団 体

○東日本大震災からの復旧・復興の加速化について

- ・ 復興交付金について、被災地域の実情に照らした事業期間の延長を図るとともに、被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講じられたい。

○少子化対策について

- ・ 従来から、住民と身近に接している地方は、人口減少・少子化を切実なものとして受け止めてきており、人口減少・少子化のための各種施策を国に先駆けて取り組んできている。
- ・ 昨年度の補正予算においては、地域人づくり事業として雇用対策や女性の活躍推進に一定の配慮がされた一方、地域の少子化対策に関する国の支援は非常に乏しく、人口減少に対する地方の危機感はこれまで以上に高まっている。
- ・ 人口減少は、地方の問題にとどまらず国家の存亡にも関わる事態になっている。少子化対策を国家的課題と位置付け、国と地方があらゆる政策を総動員して効果的な対策を強力に展開していく必要がある。

- ・ 少子化対策は、結婚から子育てまでのライフステージに応じた総合的な対策として講じられることが必要である。

その際には、若年層の未婚化・晩婚化の顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れ、子育てに伴う経済的負担の軽減はもとより、若者や女性の雇用環境の改善や、地域で安定した収入を得られる産業振興策などを含めたトータルプランとして取り組む必要がある。

- ・ 少子化の要因や課題は地方ごとに大きく異なり、抜本的な対策の強化に向けては、地域の実情に応じた取り組みが何よりも重要である。

我が国の明るい未来への投資として、地域少子化対策強化交付金を発展的に拡充し地方が主体的に取り組む少子化対策に必要となる自由度の高い安定した恒久財源を大幅に充実・確保すべきである。

- ・ また、「子ども・子育て支援新制度」を実現するためには、1兆円超の財源が必要とされていることから、国は既に確保されている0.7兆円に加え、0.3兆円超の財源を確保すべきである。

○地方分権改革について

- ・ 先月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が成立した。安倍内閣において、二度にわたる一括法が成立し、着実に地方分権改革が推進されていることを評価する。
- ・ 今後、第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を早期に進めるべきである。
- ・ また、地域が直面する課題について、地域自らが自主的・自立的な取り組みを行うことができるよう、地方からの要望の強い分野を中心に、地方への事務権限の更なる移譲、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めるべきである。
- ・ 特に、農地転用を含む土地利用に関する事務・権限については、地方が主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができるよう、早期に移譲するとともに、あわせて国の関与を廃止するべきである。
- ・ 現在、募集が開始されている地方分権改革に関する「提案募集方式」については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステムとして評価するものであり、政府全体として、個々の提案をできる限り実現する方向で積極的に検討を行うべきである。

○地域経済の再生について

- ・ デフレ脱却と経済再生に向けた取組により、日本経済は明るさを取り戻しつつある一方で、地域の中小企業や農林水産業には予断を許さない状況が続いている。東京一極集中による地域間格差の存在が、こうした傾向に拍車をかけていると言っても過言ではない。
- ・ 地方から大都市圏への人口移動を食い止め、地域社会を持続可能なものとしていくことが、喫緊の課題であり、そのためにも、地域経済の再生には一刻の猶予も許されない。

- ・ 国においては、新たな国土構造の構築など国が担うべき地域間格差の是正のための施策をしっかりと講じるべきである。その上で、地域を絞り込んで選別するとの発想ではなく、地域が自ら主体的かつ責任ある取組を行うことができるよう、大胆な規制緩和や税制の優遇措置、国家戦略特区制度の充実・改善等を通じ、地方への伴走支援を行うことが必要である。
- ・ また、依然として厳しい経営状況にある中小企業の実態を踏まえ、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じるとともに、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すべきである。

○農林漁業対策について

- ・ 我が国の農林漁業は、食料生産やエネルギーの供給のみならず、国土の保全や水源のかん養等、多面的な機能を有しており、その再生は重要である。
- ・ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」にかかる施策を着実に推進するとともに、「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、多様な地域の実態を重視し、食の安全・安心に対する関心を踏まえ、農業・農村の再生に向けて安定した政策を確立すること。

○国土強靱化について

- ・ 近年、我が国においては、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念されるとともに、震度5以上の地震や土砂災害、いわゆるゲリラ豪雨などの異常気象により災害が続発しており、住民の安全・安心が脅かされる事態が顕著になっている。
- ・ 国土強靱化対策は、一刻の猶予もなく直ちに取りかかる必要があるが、国、都道府県、市町村の適切な役割分担が求められる。その推進に当たっては、地方の意見を十分に聞くとともに、医療救護体制の整備や重要な産業施設の防災対策、国土軸の複線化など、広域かつ重要性が高い国家的課題に対しては、現場人材の育成・確保を含め国が必要な対策を早急に検討し実施する必要がある。
- ・ 国土強靱化対策を着実に進めるため、十分な予算を安定的に確保するとともに、地方がスピード感をもって対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充、緊急性の高い対策へ集中投資し地域の強靱化を加速する新たな交付金を含め新規の予算枠を創設すべきである。

○社会保障改革について

- ・ 国において、地方が担う医療、介護、少子化対策等の基礎となる各社会保障システムの基盤充実を図ることがまずは必要である。さらに、各社会保障システムの制度設計に当たっては、全国一律の制度とするのではなく、地域の実情に応じて選択できる自由度の確保も重要である。
- ・ 介護分野における有効求人倍率は、依然として全産業を大きく上回る状態が続いており、このまま介護分野の人材不足が恒常化すれば、介護サービスの提供に重大な支障が生じる。
- ・ 地域包括ケアの担い手である介護人材の確保については、介護職員の処遇改善による新規参入・定着の促進、潜在的な介護人材の再就業など従来の対策を強力に推進するとともに、今後必要となる介護人材を着実に確保するため抜本的な対策を早急に打ち出し、計画的に実行すべきである。
- ・ 国民健康保険については、財政基盤の強化策として社会保障と税の一体改革による保険者支援制度の 1,700 億円は早急かつ確実に実行すべきであるが、構造的な問題を解決するためには不十分である。
- ・ 昨年の社会保障制度改革国民会議報告書にあるとおり、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することにより生じる 2,400 億円の国費を国保に優先的に投入すべきことはもとより、増嵩する医療費の対応など、将来にわたり赤字を生み出さずに安定的に運営できるよう、国の責任において財政基盤の強化を図り、持続可能な国保制度を構築する必要がある。
- ・ 国民健康保険については、現在「プログラム法」の規定に基づいて、国と地方で協議を行っているところだが、国は抜本的な財政基盤強化の具体策を示すとともに、都道府県と市町村の適切な役割分担などの協議事項について、十分かつ丁寧な協議を行い地方の理解と納得を得る必要がある。

○地方税財政について

【地方一般財源・地方交付税の総額確保】

- ・ 国と地方の連携・協力なくして日本の再生は実現できない。地方が責任を持って地域経済を支えるためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。平成 27 年度においてアベノミクスの効果を地域の隅々にまで行きわたらせるためにも、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保することが必要である。特に人口減少・少子高齢化に伴う社会保障経費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと、

国土強靱化のための安全・安心対策等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上するべきである。

- ・ 既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うことを求める。

【法人実効税率の見直しを行う場合の代替財源の確保】

- ・ 現在、法人実効税率のあり方が検討されているが、地方交付税原資分を含め約6割が地方団体の財源となっている法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えるため、法人実効税率の引下げを行う場合は、地方の歳入に影響を与えることのないようにするべきである。
- ・ 代替税財源については、消費税及び地方消費税の引上げが予定されている状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民の理解を得ることが困難であり、現実的な措置でないため、「法人課税の中での税收中立」を前提とすべきである。
- ・ 法人事業税の外形標準課税は、応益性の原則からも拡大していく方向で検討することが望ましいが、その際は、既に導入されている資本金1億円超の法人の検討を優先し、中小法人への拡大については慎重に検討するべきである。

【地方税源の確保等】

- ・ その他地方税等に関し、以下の事項に留意が必要である。
 - 増大する社会保障費に対応するため、引き続き経済状況の好転を図り、消費税及び地方消費税の10%への引上げを行うとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - 消費税及び地方消費税 10%への引上げ時における自動車取得税の廃止の際は、自動車税の環境性能課税の制度設計等により、安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。
 - 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
 - 地球温暖化対策のための税について、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保することなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。